

大阪 21 世紀の新環境総合計画

～ 府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市 ～

平成 23 年 3 月策定

平成 30 年 7 月改定

大阪府

〇はじめに

20世紀から21世紀にかけ、私たちを取り巻く環境問題は、地域レベルに止まらず、地球規模に拡大し、深刻化しています。

日常生活や事業活動による環境への負荷は、地球温暖化の進展や生物多様性の損失など、人類の生存基盤にも関わる地球規模の環境問題を引き起こす原因となっています。

豊かで快適な生活を営むため、私たちは様々な工夫をし、その成果を享受してきましたが、その結果発生した環境問題という「負の遺産」を将来に先送りするべきではありません。

私たちは、誰もが良好で快適な環境を享受する基本的な権利を有していると同時に、次代により良い環境を引き継ぐ責務があります。

そのため、一人ひとりが環境に与える影響を自覚し行動するとともに、経済やまちづくり等あらゆる分野に環境の視点を組み込み、科学的知見に基づく新たな技術や対策等も取り入れながら、人間の活動が環境に与える影響を、最小限になるよう着実に歩みを進めていくことが重要です。

この計画に掲げた将来像や目標を、今後私たちの進んでいく方向を示す羅針盤とし、その実現に向けた施策では、常に改良を加えより良い方法を模索するとともに、新たな取組みにもチャレンジし、大阪が、豊かな自然と人の触れ合いが保たれ、景観や歴史などの文化の香りあふれる、持続可能な都市となるよう、大阪に関わる全ての人々と力を合わせて取り組んでまいります。

なお、本計画の期間中である2015年に、国連は持続可能な開発目標（SDGs）を採択しました。SDGsは、現在よりもより未来の世代のためにも環境・経済・社会の調和を目指す目標であり、本計画の理念とも一致するものです。SDGsの全国的な実施のためには、地方自治体の積極的な取組みの推進が必要不可欠とされています。本計画における各施策等がSDGsのどのような目標や成果に結びつくかといった関係性を整理し、持続可能な環境・経済・社会の実現に向けた取組みをより一層進めてまいります。

— 目 次 —

課題と将来像	P 1
・大阪の環境を取り巻く課題	
・目指すべき将来の姿（長期的視点）	
計画の枠組みと全体構成	P 2
目標及び施策の展開方向	
I 府民の参加・行動	P 3
・施策の方向	
・参加・行動の例	
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	P 5
II-2 資源循環型社会の構築	P 7
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	P 9
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築	P 11
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	P 15
IV 施策推進に当たっての視点	P 16
・持続可能な環境・経済・社会の実現に向けて	
・地域主権の確立・広域連携の推進	
V 計画の効果的な推進	P 18
〇用語集	P 19

大阪の環境を取り巻く課題

大阪の環境問題は、大気や水環境、資源の循環的利用など多岐にわたっています。これらに対応するため、長年にわたり様々な取組みを進めてきた結果、一定の改善をみてきましたが、環境に影響を及ぼす要因の中には、温室効果ガスのように、大阪だけにとどまらず、地球規模の問題を引き起こしていると報告がされているものもあります。長期的視点に立って、人口と産業が集中する地域における環境管理の模範となることを自覚し、府民の健康を保護し、生活環境を保全するために望ましい水準（環境保全目標）の達成・維持に向けて取り組むことはもとより、生物多様性の損失や地球温暖化の進行などの地球規模の環境問題への取組みや、資源の循環的利用を積極的に進めることが必要です。

地球温暖化をストップ！

世界の温室効果ガスの排出量は、工業化以降、人の活動により増加しており、このまま放置すると、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされる可能性があることが報告されています。人口と産業が集中する大阪からは、温室効果ガスが多く排出されています。

⇒地球温暖化をストップさせるために、温室効果ガスの排出量を削減することが必要です。

生物の多様性を守る！

人の活動の影響等により、多くの生き物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の保全が課題になっています。大阪では都市化の進展等によって良好な生息環境が損なわれ、人と自然のつながりも希薄になっています。

⇒生物多様性への理解を高め、みどりを増やし、つなぎ、広げるなど生物の生息環境に配慮した行動を拡大するとともに、身近な自然環境の保全と再生を図ることが必要です。

資源を循環的に使う！

わたしたちの暮らしを支えている鉱物・石油などの天然資源は有限です。また、人口の集中する大阪では、多くの資源が消費されており、家庭や事業場から出る廃棄物は、リサイクルや減量化された後、大阪湾に設けられた処分場等に最終処分されていますが、その容量には限界があります。

⇒リサイクル等を推進し、資源を循環的に使うことが必要です。

安全で健康的な暮らしを確保する！

大気環境や水環境は改善が進んでいますが、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、環境保全目標の達成が困難な項目があります。また、事業活動や日常生活の中で、様々な化学物質が製造され、使用されており、環境や人への影響が懸念されるものもあります。

⇒大気環境・水環境を改善していくとともに、環境リスクの高い化学物質の管理を進めていくことが必要です。

魅力と活力ある快適な地域をつくる！

大阪は、多くの人が暮らし、働き、訪れる地域ですが、ヒートアイランド現象、騒音・振動等の都市部特有の問題や、「雑然としている」などマイナスイメージがあります。

⇒快適な生活環境を確保し、みどりを増やし、豊かな水辺や歴史・文化をもっと活かしていくことが必要です。

目指すべき将来の姿(長期的視点)

あらゆる主体の協働により、環境に優先的に配慮し、豊かな自然と人とのふれあいが保たれ、魅力的な景観や歴史等の文化の香りあふれる、全ての生き物と地球に優しい都市に成長していくことが大切です。そのため、

大阪府では、あらゆる主体の参加・行動のもと、

府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

の構築を目指します。

分野毎の将来像は、以下のとおりです。

低炭素・省エネルギー社会

建物の高断熱化や機器の省エネ、省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない自動車が広く普及するなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

資源循環型社会

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

魅力と活力ある快適な地域

ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保された、みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされた、「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。

全てのいのちが共生する社会

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。また、生息環境を回復するための取組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

健康で安心して暮らせる社会

環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が生まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いを与える水環境となっている。環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

【持続可能な開発目標 (SDGs) について】

SDGsは2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されています。

※本計画では、各分野のタイトルの横に関連するゴールを記載しています。



計画の枠組みと全体構成

0 計画の位置づけ

豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するものです。また、大阪府の2025年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。

0 計画の対象

【対象地域】

「大阪湾を含む大阪府全域」とします。

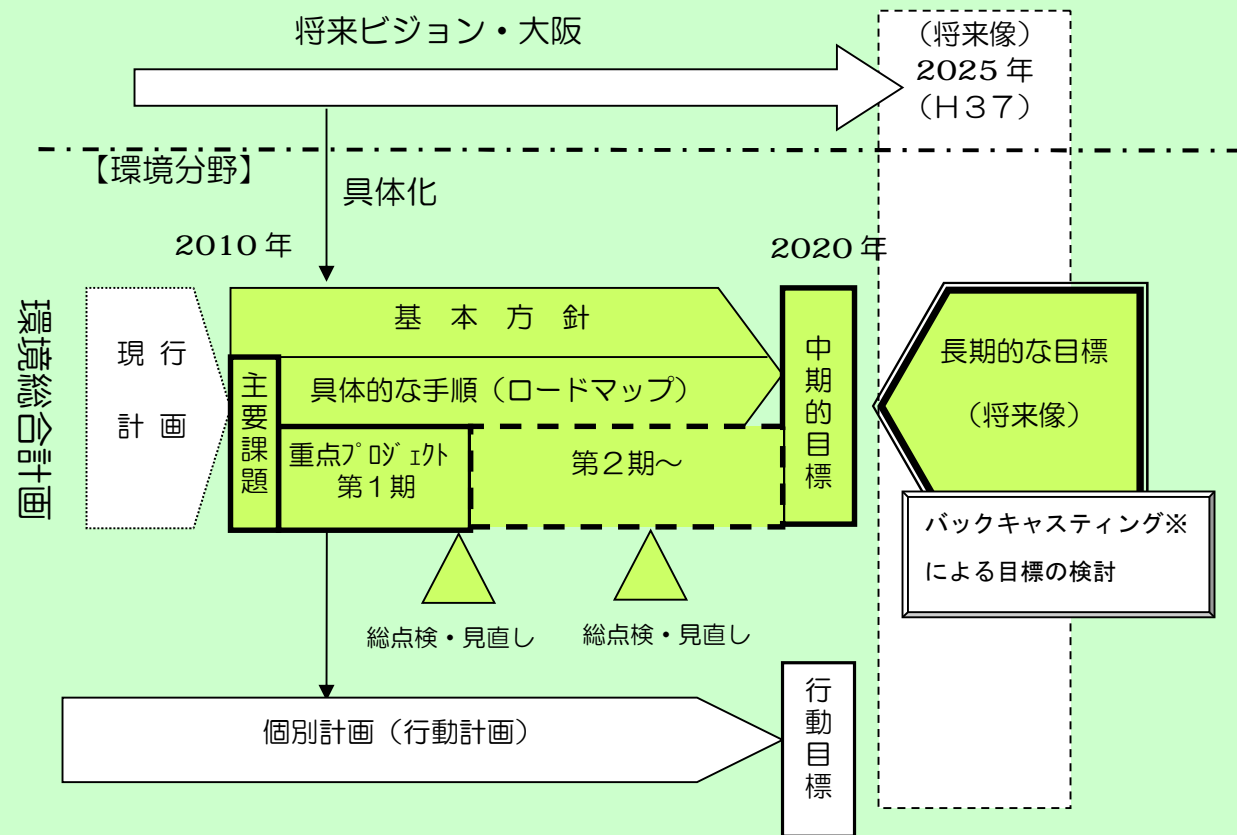
【対象とする環境の範囲】

地球温暖化などの地球環境、大気、水、土壌などの環境、生態系、種、遺伝子の多様性の保全・回復などの生物多様性、資源やエネルギーの消費抑制、廃棄物の減量、リサイクルの促進など資源の循環的な利用、騒音、振動、悪臭、熱環境などに係る問題や、潤いと安らぎのある水と緑、景観、歴史的・文化的環境を含む範囲とし、今後、新たな環境問題が生じた場合は、柔軟に対応を検討していくこととします。

0 計画の期間

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、都市構造や産業等の社会のあり方や人々のライフスタイルが変革され、持続可能な経済社会システムが構築されることが必要です。

そのため、そこに至るまでの長期にわたる期間を見通し、計画の期間は2020（平成32）年度までの10年間とします。また、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での計画の点検及び見直しを行います。



※ 将来、実現されるべき将来像から現在を振り返って必要な政策が何かという考え方

持続可能な経済社会システムを目指して

府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進します。施策展開にあたっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることによる好循環が創出されるよう取り組みます。また、あらゆる分野に環境の視点を組み込むとともに、地域主権、広域連携を推進します。

環境総合計画

大阪府は、国内外の都市のなかで、持続可能な環境・経済・社会の実現に向けた先駆者の役割を担う。

※ 府民の参加・行動

I

低炭素・省エネルギー社会の構築 II-1

資源循環型社会の構築 II-2

魅力と活力ある 快適な地域づくり III

全てのいのちが共生する社会の構築 II-3

健康で安心して暮らせる社会の構築 II-4

相乗効果による好循環

施策推進に当たっての視点

- 持続可能な環境・経済・社会の実現に向けて、あらゆる分野への環境の視点の組み込み
- 地域主権の確立・広域連携の推進

IV

計画の効果的な推進

V

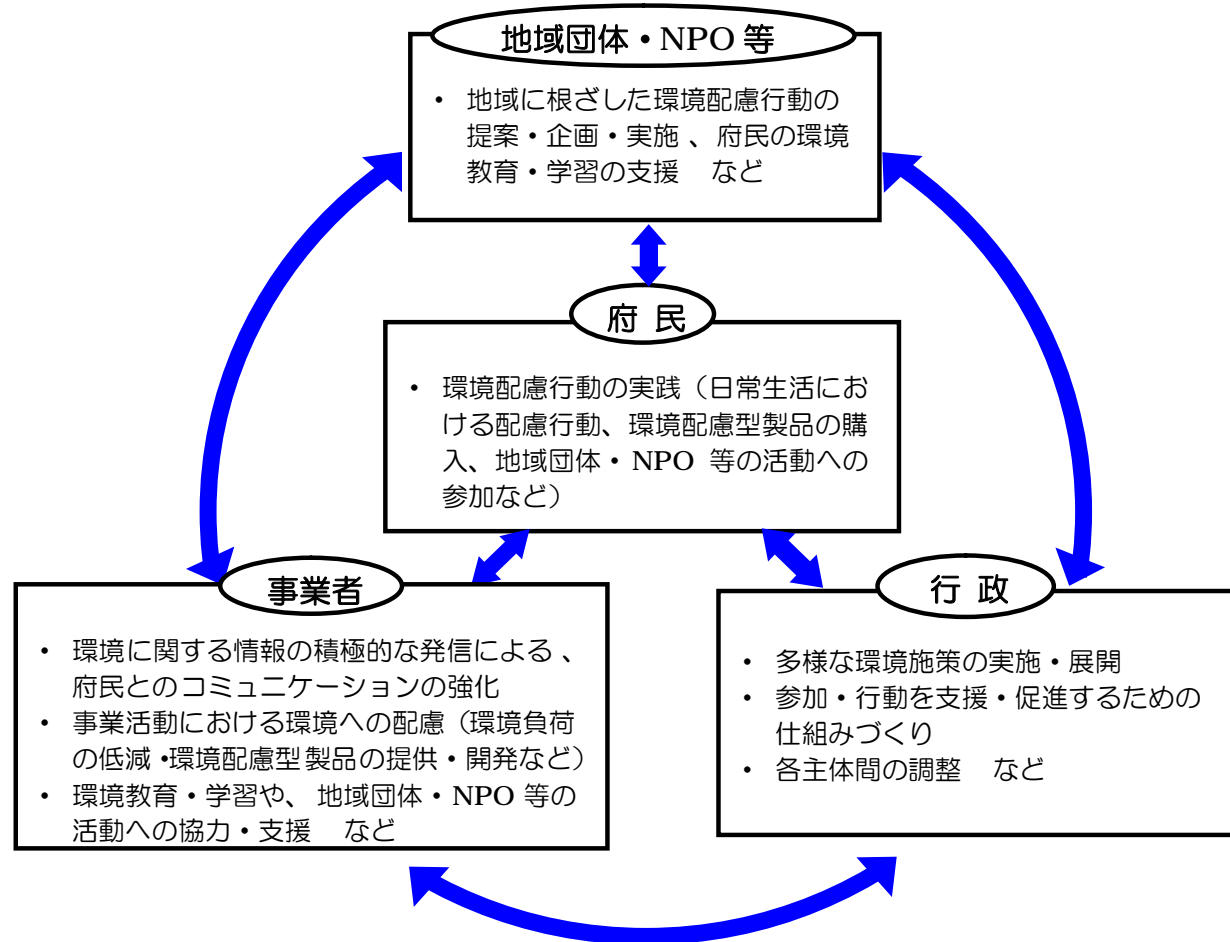
目指すべき将来像

※ 府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

かけがえのない地球を守り、
私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を
保全しながら将来に引き継ぐためには、
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

環境問題への気付き

環境配慮行動の拡大

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現

主な施策

■効果的な情報発信

環境問題に気付き、関心を持つことが、参加・行動の出発点となるため、府民のニーズを的確に把握した上で、様々な環境データや参加・行動につながる情報をわかりやすく効果的に発信します。

- ・ 環境配慮行動の実践に役立つ情報を収集し、広く発信します。
- ・ 環境関連データの収集や調査研究を進め、その最新の情報を広く提供していきます。
- ・ ホームページや環境白書などの情報発信ツールごとに、わかりやすく効果的に情報を発信します。



■環境教育・学習の推進

環境配慮行動が社会に根ざした日常的なものとなるためには、一人ひとりの環境問題への理解と意識のさらなる向上が求められるため、子どもから大人まであらゆる世代への環境教育・学習を推進します。

- ・ NPOや企業等による環境教育への支援の仕組みづくりを進めます。
- ・ 教科横断型の環境教育の推進及び成果普及の機会づくり等に取り組みます。
- ・ 川、海岸、農空間、森林、公園、道路等の様々なフィールドを活かした体験的環境学習プログラムを作成・普及します。



■行動を支援する仕組みの充実

環境配慮行動を促進するため、行動を支援する仕組みを充実させます。特に、行動への後押しとなるインセンティブ（動機付け）の創出につながる新たな社会・経済的手法の実現に取り組みます。

- ・ 企業との連携等による、府民の環境配慮行動に対する社会・経済的な支援手法の導入の検討を進めます。
- ・ 製品やサービスへの環境ラベリング*などを推奨し、日常での環境配慮行動に取り組みやすくします。
- ・ NPO・企業等と連携した新たな気付きに繋がるイベント等の開催を通じて、誰もが気軽に行動できる社会づくりを目指します。



皆さんの参加と行動は、将来に引き継ぐより良い環境を保全していく大きな力になります。以下に、日常生活や事業活動の中で、皆さんが取り組めることを例示します。

まずはじめに

- ・身近な環境についてちょっと考えてみましょう！
- ・なにが出来るか考えてみましょう！
- ・行動に移してみましょう！

地球温暖化をストップ！

[府民・事業者]

- ・不要な照明はつけっぱなしにせず、こまめに消しましょう。
- ・冷暖房の温度設定を適正にしましょう。
(室温の目安：冷房時 28 度、暖房時 20 度)
- ・使わないときはテレビやビデオなどのコンセントを抜きましょう。
- ・出来るだけ公共交通を利用するとともに、近くの移動は、徒歩や自転車を利用しましょう。
- ・環境負荷の少ないエコカーを導入しましょう。
- ・省エネ・省CO₂機器を選びましょう。

資源を循環的に使う！

[府民]

- ・マイバックや買い物かごを持参しましょう。
- ・過剰な包装は断りましょう。
- ・詰め替えが出来る製品を選びましょう。
- ・食材は無駄なく使いましょう。
- ・修理できる物は出来るだけ修理して長く使いましょう。
- ・資源物（紙やペットボトルなどの再資源化が可能なもの）の分別を徹底しましょう。
- ・エコマークやリサイクル製品など環境ラベルのついた製品を選びましょう。

[事業者]

- ・廃棄物は減量化とリサイクルに努め、適正処理を行いましょう。
- ・再使用、リサイクルが容易な製品の開発・生産を進めましょう。
- ・再生原料の利用を進めましょう。

生物多様性を守る！

[府民]

- ・身近な生き物を大切にしましょう。
- ・自然観察会や里山の保全活動など自然を大切にする活動に参加しましょう。
- ・ペットや外来生物等を、自然界に放さないようにしましょう。

[事業者]

- ・森づくりなど生物の生息環境を保全する活動に参加しましょう。
- ・生き物の生息環境に配慮し、事業地の緑化を進めましょう。

安全で健康的な暮らしを確保する！

[府民]

- ・駐車時のアイドリングをやめ、急発進、急加速をやめましょう。
- ・下水道や浄化施設が設置されていないところでは、食器の汚れは拭き取ってから洗うなど、直接水に流さないようにしましょう。
- ・殺虫剤や洗剤など化学物質を含む製品を利用する時は、使用上の注意や使用方法を良く読み、使いすぎに注意しましょう。
- ・自然界で分解されやすい製品を使いましょう。
- ・身の回りの化学物質のリスクを正しく理解しましょう。

[事業者]

- ・環境リスクの高い化学物質の環境中への排出量を削減しましょう。
- ・環境リスクの高い化学物質を含む製品には、リスクを表示しましょう。

魅力と活力ある快適な地域をつくる！

[府民・事業者]

- ・敷地内のみどりを増やしましょう。
- ・農空間や森林を保全する活動に参加しましょう。
- ・騒音や振動、悪臭で周囲に迷惑をかけないように注意しましょう。
- ・地域の伝統や歴史・文化に興味を持ち、後世に引き継いでいきましょう。
- ・清掃などの地域の環境保全活動に参加しましょう。

※取組みの中には、他の項目にも効果があるものもあります。

例示したもの以外で、皆さんがお気づきになった環境に配慮した行動にも積極的に取り組んで下さい。

また、周りの人にも呼びかけて、活動の輪を広げましょう！

低炭素・省エネルギー社会の構築

～ 地球温暖化を抑制するために ～



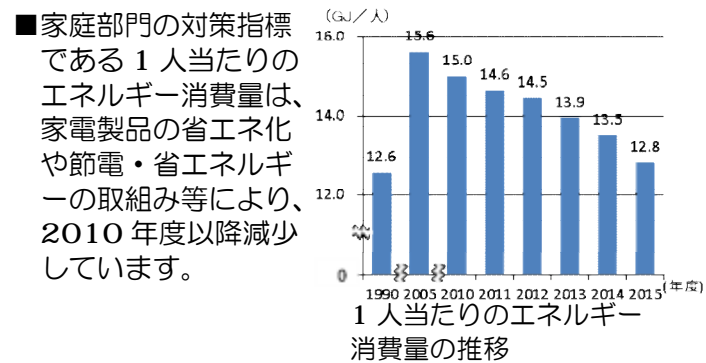
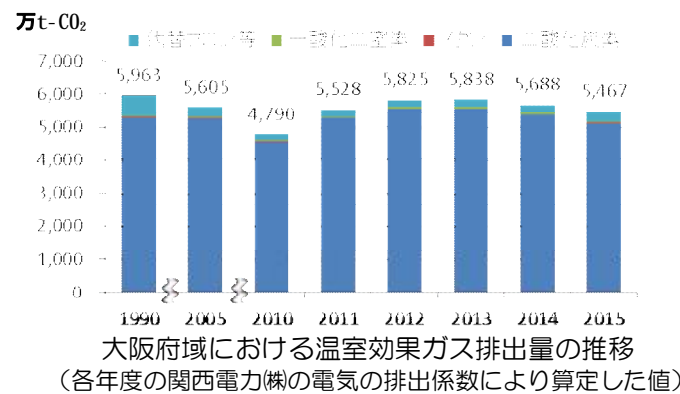
目標:2020年

の温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。

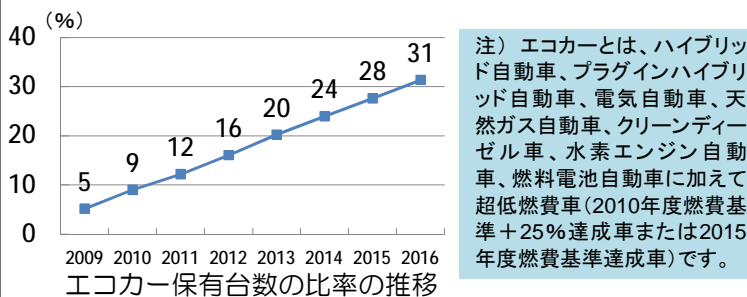
※ 電気の排出係数は関西電力㈱の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定

計画策定時(2010年)及びその後の状況

■2011年の東日本大震災以降、化石燃料消費量の増加などにより増加が見られましたが、近年は家庭における省エネの取組みの推進などにより、減少傾向にあります。2015年度は5,467万トンであり、2005年度に比べ2.5%減少しています。



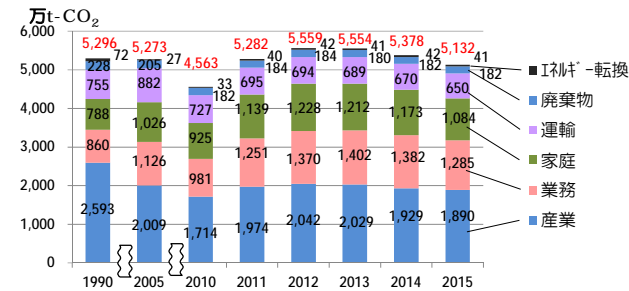
■大阪府域の2016年度の自動車保有台数に占めるエコカー(注)の比率は約31%(約110万台)で、2010年度比で22ポイント増加しています。(2020年目標:エコカー比率50%)



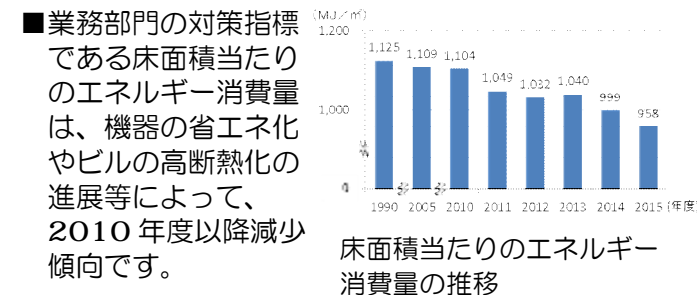
注) エコカーとは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

■大阪府域の森林面積は約56,000ha(2010年度)で府域の約3割を占めています。森林は間伐などの管理が必要で、適正に管理された森林ではCO₂を吸収する機能が向上します。

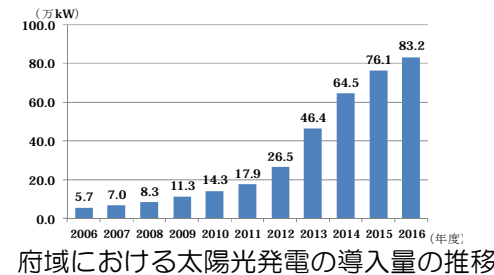
■部門別の二酸化炭素排出量は、運輸部門、廃棄物部門を除き2010年度から増加していますが、産業部門については長期的には減少しています。業務部門、家庭部門は増加傾向で推移していましたが、近年は減少に転じています。



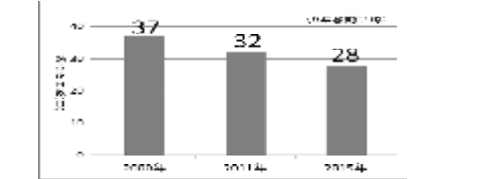
大阪府域における部門別の二酸化炭素排出量の推移 (各年度の関西電力㈱の電気の排出係数により算定した値)



■大阪府域の太陽光発電導入量は、2016年度末時点で83.2万kWで、2010年度と比べ5.8倍以上となっています。

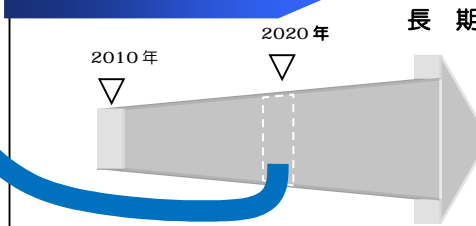


■大阪府域の熱帯夜日数は2000年と比較して2015年は約2.4割減少(37日⇒28日)しています。



大阪府域における熱帯夜日数の推移 (地球温暖化の影響を除外した値。いまわら5年移動平均値)

将来像



将来の姿(長期)

建物の高断熱化や機器の省エネ・省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない自動車が広く普及しているなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進

主な施策

低炭素化に向けた取組みの推進

【家庭】

省エネ・省CO₂型のライフスタイルへの転換に向け、普及啓発や環境教育の推進、表示制度等による住宅・設備・機器等の省エネ・省CO₂化の推進に取り組めます。

【業務・産業】

事業者の温室効果ガス排出抑制対策の実施率と削減状況を総合的に評価する制度により大規模事業者の自主的取組みを促進します。

業務部門では、省エネ・省CO₂型のビジネススタイルの定着に向け、エネルギー使用量等の「見える化」などを進めるとともに、表示制度等による建築物・設備・機器等の省エネ・省CO₂化の推進に取り組めます。産業部門では、「ものづくり」におけるさらなる省エネ・省CO₂化に向け、取り組みやすく効果の高い運用改善手法の普及と省エネ・省CO₂機器の導入促進に取り組めます。

再生可能エネルギー等の普及

太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組みを進めるとともに、省エネ機器・設備の導入促進等を図ります。あわせて、エネルギー関連産業の支援について、関西広域連合や近隣府県等とも連携し、推進していきます。

森林整備によるCO₂吸収の促進

森林吸収促進のため、間伐の実施などの森林の適切な整備や木材の利用を推進するとともに、「府民参加」による森づくりを促進していきます。

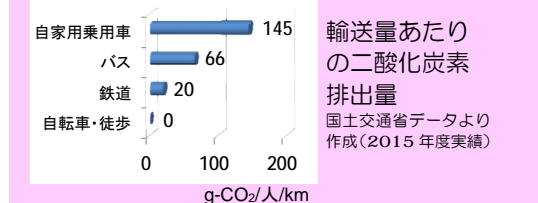
気候変動の影響への適応の推進

気候変動の影響が生じると考えられる、自然災害や健康等の分野の取組みに「適応」の視点を取り込んでいき、リスクの回避・低減に取り組めます。また、科学的知見の収集と情報発信、「適応」に関する普及啓発に取り組めます。

ヒートアイランド対策の推進

建物の断熱化、設備・機器等の省エネ化及び運用改善等による人工排熱の低減、建物表面の高反射化・緑化、道路や駐車場への透水性・保水性舗装等による建物・地表面の高温化抑制等を推進していきます。

【運輸・交通】
自動車から鉄道・バスなど公共交通への利用転換や、やむを得ず自動車を使用する際のエコカー使用、エコドライブなど、環境に配慮したかしい自動車利用の取組みを促進します。



低炭素・省エネルギー社会を構築に向けた工程表

	2011	2015	2020
2020年目標 7%の温室効果ガス排出量の削減(2005年度比)			
民生(家庭)部門の低炭素化			
■省エネ・省CO ₂ の意識を高めるための取組み エネルギー使用量等の見える化取組の普及	うちエコ診断・家庭エコ診断・環境家計簿を通じた取組支援	HEMS・見える化機器(省エネナビ等)等の普及促進	
キャンペーンやセミナー等による普及啓発 環境教育等の推進	「ストップ地球温暖化デー」、関西広域連合等との連携によるキャンペーン、イベント等の実施	行政・企業・団体等が持つ環境教育プログラム・教材等の情報発信等	
■住宅・設備・機器等の省エネ・省CO ₂ 化 住宅における環境配慮措置の取組みの促進 (大阪府建築物環境性能表示義務)	建築物の環境配慮技術手引き等による環境配慮技術の普及啓発、導入促進	特定建築物(マンション等)の環境計画書の届出・公表	省エネ基準適合義務
高効率機器等(LED照明、高効率空調機、冷凍冷蔵機・給湯器等)の導入促進	大阪府建築物環境性能表示の義務化(販売時広告等)	工事現場への表示追加	
	おおさかスマートエネルギーセンター等を通じた省エネ・省CO ₂ の技術や補助制度等に関する情報提供		
民生(業務)・産業部門の低炭素化			
■特定事業者(大規模事業者)の自主的取組の促進			
温暖化防止条例に基づく取組みの促進	他の模範となる優れた取組の表彰、事例の普及 温暖化防止条例の運用	温室効果ガス排出抑制対策実施状況等の総合評価の実施	
■中小事業者の取組みの支援			
「見える化」等の普及促進	おおさか版BEMS事業者登録制度を活用した運用改善促進		
	中小事業者向け省エネ診断、商工会等の経営指導員との連携取組、セミナー等の実施		
	環境マネジメントシステム(ISO、エコアクション21等)の普及促進		
中小事業者が輸出したクレジットの利用促進	大阪版カーボン・オフセット制度の運用 条例制度やイベント等におけるカーボン・オフセットの取組推進		
温暖化防止条例に基づく取組みの促進	温暖化防止条例の運用	計画書制度における特定事業者による中小事業者への省エネ・省CO ₂ 対策支援の評価 他の模範となる優れた取組の表彰、取組促進のための誘導的な仕組みの検討	
■建築物・設備・機器等の省エネ・省CO ₂ 化 建築物における環境配慮措置の取組みの促進	「府有建築物整備における環境配慮指針」に基づく府有建築物の省エネ・省CO ₂ 化		
	「ESCO事業」の府有建築物への導入、府内の民間施設・公共施設への普及啓発		
	大阪府建築物環境配慮制度による対策の促進(再掲)	省エネ基準適合義務	適合義務対象拡大
	大阪府建築物環境性能表示の義務化(販売時広告等)(再掲)	工事現場への表示追加	
高効率機器等(トランシーバー機器等)の導入促進	府GND基金による設備導入補助	おおさかスマートエネルギーセンター等を通じた高効率機器や補助制度等に関する情報提供	
運輸・交通部門の低炭素化			
公共交通の利用促進等	公共交通の利用促進等 ・公共交通ネットワークの充実と利便性の向上 ・モビリティマネジメントの実施	公共交通の利用促進等 ~公共交通戦略の推進等~ ・交通環境学習やキャンペーン、モビリティマネジメント手法を活用した公共交通の利用促進 ・駅前広場整備等によるバス等の円滑な運行確保、歩行者・自転車利用者の安全な交通確保 ・公共交通の利便性向上(乗継ぎ時の負担軽減等)	
エコカーの普及促進 (2020年:府域で保有される自動車のうちエコカーの割合50%)	官民協働によるエコカーの導入、普及啓発	エコカー用インフラ施設(水素ステーション、天然ガススタンド、EV充電設備)の普及促進	

事業者の取組みの促進	公共交通機関の利用、エコカーの使用、エコドライブなど環境に配慮したかきい自動車利用の取組みの促進
都市インフラの充実強化	放射・環状方向の道路、鉄道の整備による機能的な交通ネットワークの形成 交通流の円滑化(バイパス道路整備や立体交差化事業、交差点対策など) 公共交通機関の利用を中心とした、歩いて暮らせる低炭素まちづくりの促進
資源循環(廃棄物)部門の低炭素化	
3Rの推進による廃棄物の削減	プラスチック等容器包装廃棄物の発生抑制及び分別排出の啓発・促進
廃棄物発電、廃棄物熱利用の導入促進	ごみ焼却施設の排熱を、エネルギーとして発電や暖房・給湯に有効利用
代替エコ等の排出抑制対策の推進	
使用中の機器等からの漏洩防止	使用中の業務用エアコンや冷凍冷蔵庫からの漏洩防止のための適正管理の推進 温暖化防止条例の計画書制度における製品製造時等における排出抑制対策の促進
使用済みの機器からの適正回収・処理の推進	使用済み家電、業務用冷凍空調機器、カーエアコンからの適正な回収、処理の推進
森林及び緑の推進	
森づくりの推進	「森づくり委員会」の取組みなど森づくりや木材の利用、里山の保全活動等の支援 森林経営計画の策定等による、木材の安定供給体制の構築 間伐の促進(公共開拓・アドプトフォレスト) 子育て施設の内装木質化など、府内産木材の利用拡大
都市緑地の推進	建築物敷地等における緑地の促進 「みどりの風促進区域」の取組み等によるみどりのネットワーク化
再生可能エネルギー、省エネルギー機器の普及促進等	
再生可能エネルギーの普及促進	・住宅用・非住宅用太陽光発電設備の導入支援や設置誘導による導入促進 ・公共施設や防災拠点等への太陽光発電設備の導入促進 ・府・市町村・民間保有資産(土地、屋根等)を活用した太陽光発電設備の導入 ・その他の再生可能エネルギー(中小水力発電、バイオマス発電等)の導入促進
省エネ・省CO ₂ 関連機器等の導入促進	・省エネ診断や国の導入支援策を活用した太陽光発電やヒートポンプ、燃料電池の普及促進 ・照明のLED化や高効率な省エネ機器、高効率コージェネレーション(熱電併給)システムの導入促進 ・低炭素・分散型電源としての燃料電池の導入促進 ・LED道路照明灯等の省エネ型機器への転換普及促進
エネルギー関連製品・製品の開発支援	・バイオ燃料や木質バイオマス等の活用促進 蓄電池分野、水素・燃料電池分野をコア事業と位置づけ、ビジネス創出・産業集積の促進及び同分野における実証・プロジェクトなどの創出支援
気候変動の景観への適応の推進、ヒートアイランド対策の推進	
気候変動の景観への適応の推進	・自然災害や健康等の各分野の取組みへの「適応」の視点の取り込み ・科学的知見の収集、情報発信、「適応」の普及啓発 ・ヒートアイランド対策を適応策と位置付けて対策を推進
ヒートアイランド対策の推進	ヒートアイランド対策の実施

資源循環型社会の構築

～ 限りある天然資源を枯渇させないために ～



目標:2020年

資源の循環をさらに促進する。

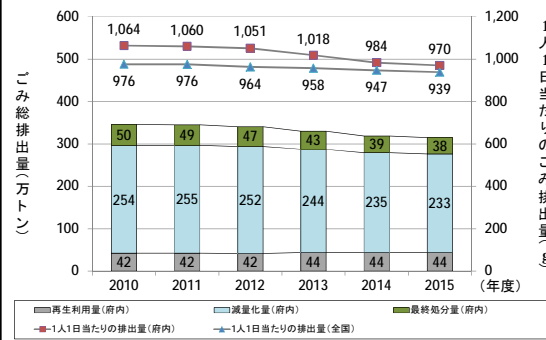
- 【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする
- 【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

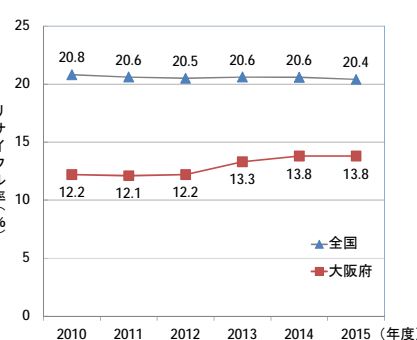
- リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年府民アンケート 34.3%)
- 資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年府民アンケート 89.4%)
*ペットボトルや空き缶、古紙等

計画策定時(2010年)及びその後の状況

- 府域における一般廃棄物の排出量、一人一日あたりの排出量、最終処分量は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあります。近年は横ばいの状況です。
- 一人一日あたりの排出量が全国と比べると多く、リサイクル率は全国と比べると低いレベルにとどまっています。主な要因としては、事業系一般廃棄物への再生可能物の混入が上げられますが、一部の市において、新たな分別ルールの設定などの取組みが始まっています。

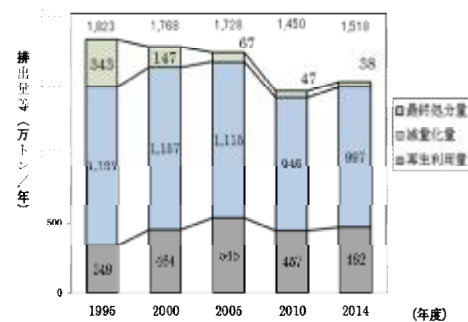


一般廃棄物の排出量の推移



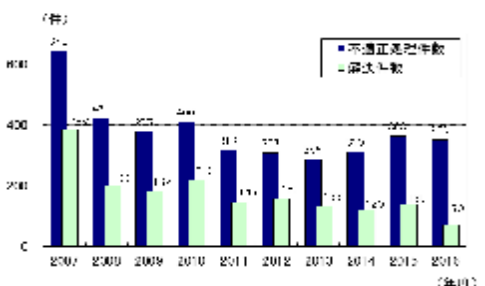
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 2014年度に府内から排出された産業廃棄物は1,518万トン、再生利用量は482万トン、最終処分量は38万トンでした。



産業廃棄物排出量の推移

- 不法投棄などの不適正処理の件数は近年横ばいの傾向にあります。今後も事案の発生を抑制していくために、適正処理を行うべき排出者を突き止めて、徹底して責任を果たさせる取組みを続けていきます。



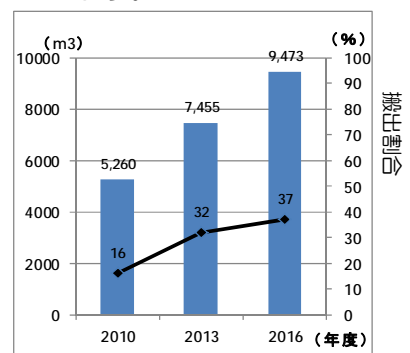
産業廃棄物の不適正処理件数及び解決件数の推移

- 府では、近隣府県市と協力して大阪湾に廃棄物の最終処分場を整備していますが、現計画の受入れは2027年度までとなっています。

大阪湾フェニックス計画で整備した最終処分場の容量(千m³)

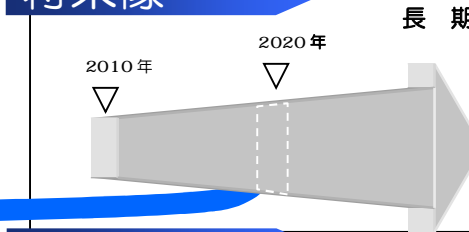
処分場名	計画量	残容量	
		2009年度末	2016年度末
泉大津沖	30,800	4,050	1,635
尼崎沖	15,782	446	417
神戸沖	15,000	5,987	4,019
大阪沖	13,975	13,725	9,903

- 間伐材の搬出・利用に対する支援を行うことで、府内森林の間伐材利用量は増加し、搬出割合は16%(2010年度)から37%(2016年度)に増加しています。



間伐材利用量の推移

将来像



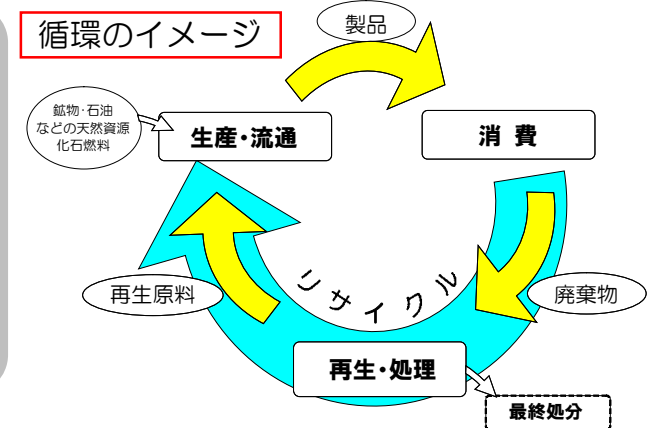
将来の姿(長期)

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底



主な施策

【生産・流通】

資源の循環の輪をつなげていくため、生産段階における再生原料や再生可能資源(間伐材等)の利用を促進するなど、製造・流通事業者による循環型社会構築に向けた取組みを促進します。

- 生産工程における再生原料等の利用率の向上やリサイクルしやすい製品の開発、廃棄物発生原単位*の抑制等の取組みについて、製造事業者に働きかけます。
*出荷額あたりの廃棄物の発生量など
- 府内産木材の利用を進めるため、木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築します。

【再生】

廃棄物の再生を促進するため、優良な再生資源業者の育成を図るとともに、資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくりに取り組みます。また、木材資源が適正に再生される健全な森づくりを進めます。

- 一般廃棄物の府独自のリサイクル管理票制度を普及させ、適正なリサイクルの推進を図ります。
- 大阪の特性を活かした、広域的な一般廃棄物のリサイクルシステムを推進します。

【消費】

“もったいない”意識の共有による3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底を図るとともに、食品ロスの削減に向けた取組みや環境に配慮した製品の購入を促進します。また、ごみの分別の徹底や再資源化を推進することにより、リサイクルの流れを大幅に拡大します。

- ごみの排出・収集・処理の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示したうえで、積極的な取組みを働きかけます。
- なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)や新たな木質利用製品の利用促進に取り組みます。
- 住宅の長期的な活用を促進します。

【処理】

廃棄物の適正処理の徹底を図り、リサイクルの流れを確実なものとするため、排出事業者の意識のさらなる向上や、優良な処理業者の育成に取り組みます。

- 廃棄物を多量に排出する事業者による減量化や適正処理への取組みを評価する手法を確立し、自主的取組を促進します。
- 建設廃棄物の分別排出など、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組みを促進します。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者にマニフェスト報告を徹底させるとともに、優良産廃処理業者認定制度を適切に運用します。

【最終処分】

資源の循環を加速させることにより、最終処分量の大幅な削減を実現し、必要最小限の最終処分場を安定的に確保します。

資源循環型社会の構築に向けた工程表

2011

2015

2020

2020目標 リサイクルを飛躍的に向上する。 リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。	
生産・流通	再生原料・間伐材等の利用促進
	生産工程における廃棄物発生原単位抑制 多量排出事業者制度を活用して、廃棄物発生原単位抑制の取組みを促進
	建設工事における廃棄物の発生抑制 多量排出事業者制度を活用して、建設廃棄物の発生抑制の取組みを促進
	リサイクル製品認定制度の普及 リサイクル製品認定制度の普及
	間伐材の利用促進 木材搬出を促進するための基盤整備
	木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築
	建設発生土の利用促進 建設発生土情報交換システムの運用
	下水汚泥の有効利用 下水汚泥の有効利用や全国を取組事例の研究
	流通段階でのゴミ排出量の削減 エコショップ制度の普及
	レジ袋の削減 市町村や事業者に対しレジ袋の削減について働きかけ
	製造事業者による取組みの促進
	製造事業者に対し、製品の長寿命化、修理体制の整備、部品の再使用等について働きかけ
	製造事業者による新たな回収、再資源化等について情報発信
	製造事業者に対し、再生原料の利用率向上について働きかけ
消費	"もったいない"意識の共有による3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底
	なにかエコ良品(大阪府認定リサイクル製品の普及) なにかエコ良品の普及
	レジ袋の削減 環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施
	3Rへの府民意識の向上 リサイクルフェアの実施 ホームページにおいて各種情報提供等を実施
	食品ロスの削減 食品ロス削減事例集による啓発
	住宅の長期的な利用の促進 中古住宅の流通・リフォーム市場の拡大
	グリーン購入の促進
	大阪府グリーン調達方針に基づく率先行動
	間伐材の利用促進
	産地や品質の明確化を図る木材認証制度の導入による木材利用の促進
	公共事業における木材利用の促進
	新たな木材・木質バイオマスの需要拡大及び利用促進
	リサイクルの流れの飛躍的増加に向けた、適切な分別の徹底
	市町村への技術的支援 「排出」、「収集」、「処理」の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示 市町村に積極的な取組みを働きかけ
排出事業者の意識向上 建設混合廃棄物の分別排出の促進 リサイクル管理票制度の普及 市町村の多量排出者届出制度を活用したリサイクル意識の徹底	
特定品目ごとのリサイクルの推進	
家電リサイクルの推進 家電メーカー方式の普及啓発による家電リサイクルの推進	
食品リサイクルの推進 国の動向に関する市町村への情報提供やHP等での普及啓発による食品リサイクルの推進	
建設リサイクルの推進 建設リサイクル法の円滑な推進による建設リサイクルの推進	

再生・処理	優良な再生資源業者の育成	リサイクル管理票制度の普及	再生事業者登録制度の推進	
	資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくり	研究開発の支援・実施	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所における技術開発 下水汚泥・水道残渣の利用について、民間事業者等と連携して技術開発	
	広域向け一般廃棄物のリサイクルの推進	大阪府リサイクルシステム認定制度の創設・運用		
	木材資源が再生される仕組みの整備	森林保全に資する適正な森林整備(間伐等)の推進		
	排出事業者による適正処理の徹底	多量排出事業者による取組みの促進	廃棄物の多量排出事業者制度の評価手法の確立 インターネット等による公表制度の確立	事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立の促進
	業界団体と連携した委託基準・マニフェスト報告等の周知徹底	業界団体と連携して、排出事業者に対して委託基準遵守、マニフェスト報告義務等の法規制の周知を徹底		
	優良な処理業者の育成	優良産廃処理業者認定制度の適切な運用 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底		
	有害廃棄物の適正処理の徹底	PCB廃棄物	PCB廃棄物の期限内の適正処理の推進 (処分期間は高濃度2020年度末まで、低濃度2026年度末まで)	府保有の安定器等PCB廃棄物の処理
	アスベスト廃棄物	建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底、円滑な処理体制の確保の点検		
	感染性廃棄物	関係団体と連携した感染性廃棄物の適正処理の徹底		
	ダイオキシン対策	焼却施設設置者によるダイオキシン類測定及び適正処理の徹底		
	不適正処理の根絶	不適正処理の未然防止、警察との連携等による迅速な解決		
	最終処分	最終処分量の大幅な低減と最終処分場の安定的な確保	大阪府フェニックス計画の推進	次期広域処分場確保に向けた検討・調整 継続的な二処分体制の確保

全てのいのちが共生する社会の構築

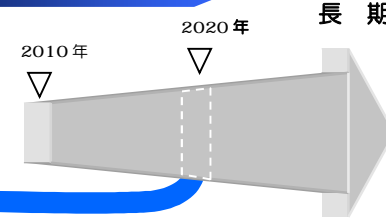


～ 生物多様性の恩恵を継続して享受するために ～

目標:2020年

- 生物多様性の府民認知度を70%以上にする。
(2008年大阪府府民アンケート 16.9%)
- 生物多様性の損失を止める行動を拡大する。
 - Ⅰ 活動する府民の割合を倍増する。(2014年大阪府府民アンケート 6.0%)
 - Ⅰ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。

将来像



将来の姿(長期)

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。
また、生息環境を回復するための取り組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

計画策定時(2010年)及びその後の状況

生物多様性のめぐみ

すべての生命の存在の基盤
豊かな文化の基盤
暮らしに身近な生物多様性

生物多様性はなぜ大切か

なぜ「絶滅」が問題か

- 生物多様性から多くのめぐみを得ていること
- 生物多様性は複雑なバランスのもとに成り立ち、未解明な部分も多いこと
- 人間も生物多様性を構成する生物種のひとつ

「絶滅」とは「バランスを崩すこと」
しかし、どの部分のバランスが崩れるかわからない

知らぬ間に人間の生存基盤が崩れゆく可能性

資料：環境省 HP 掲載資料

絶滅危惧 1類

(絶滅の危機に瀕している種)

分類群	種数	種名
哺乳類	4	テンゴウモリ、キツネ等
鳥類	7	クマタカ、ウスウ等
昆虫類	2	アカウミガメ、タワヤモリ
両生類	2	カスミサンショウウオ、ダルマガエル
魚類	19	アユモドキ、イタセンパラ等
爬虫類	54	ゲンゴロウ、ヒロオビミドリシジミ等
無脊椎動物	2	カネコタテグモ
植物	15	ナニワクチミドリガイ等
藻菌植物	10	オクラヌマガイ等
その他(海洋生物、淡水産生物等)	11	ホソウミミナ等
小計	125	
絶滅危惧 2類	162	トキソウ、マツハラン、ミスニラ等
準絶滅危惧	44	ジョウレンホウオウゴケ等
その他	5	ウスキタンボセミタケ等
小計	211	
合計	336	

■大阪府レッドリスト 2014に記載されている絶滅危惧種

分類群	種数	種名	種数	種名
絶滅危惧 1類	4	テンゴウモリ、キツネ等	4	ミスラモグラ、ニホンイタチ等
絶滅危惧 2類	7	クマタカ、ウスウ等	26	ミノゴイ、シロチドリ、タマシギ等
準絶滅危惧	2	アカウミガメ、タワヤモリ	1	ヒバカリ
その他	2	カスミサンショウウオ、ダルマガエル	6	オオサンショウウオ、ニホンヒキガエル等
魚類	19	アユモドキ、イタセンパラ等	10	ミナミメダカ、ドジョウ等
爬虫類	54	ゲンゴロウ、ヒロオビミドリシジミ等	86	タガメ、オオクワガタ等
無脊椎動物	2	カネコタテグモ	2	ウスレナグモ、テジロハリゲコモリグモ
植物	15	ナニワクチミドリガイ等	4	ゴマオカタニシ等
藻菌植物	10	オクラヌマガイ等	9	マルタニシ、イボガワニナ等
その他(海洋生物、淡水産生物等)	11	ホソウミミナ等	40	ミヤコドリガイ等
小計	125		188	
絶滅危惧 2類	162	トキソウ、マツハラン、ミスニラ等	85	サギソウ、ホソバニシタテ等
準絶滅危惧	44	ジョウレンホウオウゴケ等	47	ウキゴケ等
その他	5	ウスキタンボセミタケ等	22	シモコシ、マツタケ等
小計	211		154	
合計	336		342	

■生物多様性の保全に資する地域指定状況

	2009年度末	2016年度末
保安林	16,409	17,244
鳥獣保護区	12,801	12,914
府立自然公園	2,594	3,541
近郊緑地保全区域	33,580	33,580
自然環境保全地域	38	38
緑地環境保全地域	32	37
特別緑地保全地区	2	3
自然海浜保全地区	22	22
国・府指定天然記念物	15	15
合計	81,991	83,892

1,922ha増加

■森林、農地の土地利用転換面積の推移

農地：16,398ha(1997年) → 14,360ha(2007年) → 13,100ha(2016年)
住宅地・工業用地や駐車場・レジャー施設等への転用により減少
森林：58,636ha(1997年) → 56,410ha(2007年) → 55,455ha(2017年)
宅地の供給及び土砂採取などの事業用地等への転用により減少
資料：平成20年度版国土利用計画関係資料集及び大阪府環境白書より

■遊休農地の現状



■放置森林の現状



農空間や森林等では、これまで保たれてきた豊かな生態系が人の手が入らないことにより損なわれます。

施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

○府民の理解促進

- 世界の生物多様性保全に貢献
大消費地として生物多様性配慮行動を促進
- 府域の生物多様性を向上
 - ・府域の現状評価
 - ・地域指定の拡大
 - ・保全活動の拡大
 - ・水とみどりのつながりの拡大

生物多様性の保全

主な施策

■生物多様性の府民理解の促進

生物と人との関わりや、生物多様性の重要性について生物多様性関連施設や大学のネットワークなどを活用して、府民理解の促進に向けた生物多様性の普及啓発を進めるとともに、ボランティアなど人材育成を進めていきます。



■生物多様性の損失を止める行動の促進

生物多様性保全に対する理解の輪を広げ、府民や事業者による日常生活の中での生物多様性への配慮行動を促進するため、平成27年3月に学校や企業担当者向けに作成した研修プログラムを適宜改訂し、より理解が深まる内容としていきます。
おおさか生物多様性パートナー協定を締結した企業に対し、大学・研究機関・行政が企業の事業敷地内等での生物多様性保全の取組みを支援するとともに、企業が地域等と協働した生物多様性の保全に資する活動等を促進します。また、「共生の森づくり活動」などNPO等多様な主体による森づくり活動や自然環境学習を実施していきます。



共生の森づくり活動

■府域の生物多様性の現状を評価

府内に生息する野生生物の分布、生息・生育状況等について、海の生物や貴重な生態系なども含めて評価した「大阪府レッドリスト2014」を活用し、普及啓発、現況把握を図ります。
代表的な野生生物について生息状況を関係団体や府民と協力してモニタリングしていく仕組みの構築を目指します。また、国・府が連携して特定外来生物に関する情報共有の仕組みを構築し、効果的な対策を進めていきます。



■地域指定の拡大と生物多様性推進拠点の整備

保安林、鳥獣保護区等の地域を拡大するとともに、都市公園、府民の森、河川、自然海浜保全地区等を、生物多様性の保全、再生、生息環境を創造する府民活動を行う拠点とし、周辺の緑地の整備や水辺環境の整備等と連携して、周辺山系から農空間、都市、沿岸までをつなぐエコロジカルネットワークの形成を進めます。



全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表

	2011	2015	2020
2020年の目標			
生物多様性の認知の向上 生物多様性の損失を止める行動の拡大			
普及・啓発			
地域のシンボリックな生物によるPR		シンボリックな種(イタセンバラ等)の保全・再生の情報発信、府民の取組みの支援 ホームページでの情報発信	
地域でまもりたい生物・環境等の選定とPR	検討	関西広域連合の取組みとの連携	
生物と触れ合える場のPR	生物と触れ合える都市公園、府民の森、府立自然公園等の情報発信		
参加・行動			
身近な生き物調査	タンポポ調査等・関西広域連合の実施する(仮称)「残したい関西の自然」		
企業やNPO、地域等と協力した参加型プログラムの充実	共生の森づくり、泉佐野丘陵緑地整備、里山保全、棚田保全活動、アドプトフォレスト、アドプトリバー、オアシス構想の推進等		
環境教育の推進	出前授業、学校ビオトープ等の設置推進		
府民理解の促進	大学コンソーシアムや生物多様性関連施設と連携した人材の育成		
現況の把握			
レッドデータブックの改訂・活用(外来種リストの掲載を含む)	レッドデータブック(目録レッドリストの改訂、ホットスポットの明示)	レッドリスト2014を活用した普及啓発、現況把握等	外来種リストの検討
情報の共有化	既存施設、活動団体等と生息情報等を共有化		
生息環境の保全・再生の仕組み			
生物多様性配慮の手引策定	生物多様性研修プログラムの開発・活用		
市町村や企業等の生物多様性配慮活動の促進	手法検討	おおさか生物多様性パートナー協定制度の創設、生物多様性保全活動の促進 企業の担当者向けの研修プログラムの作成・活用	
生物多様性推進拠点の整備	府営公園、府民の森、府立自然公園、淀川のワンド、自然海浜保全地域などを先行して指定		
生物多様性の保全に資する地域指定の拡大	保安林・鳥獣保護区の拡大 府立自然公園区域の指定		
天然記念物の追加指定の検討	追加指定に向けた、調査研究		
生息環境の保全・再生・創出			
法、条例による緑地や自然環境の保全	自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海浜保全地区条例による地域の保全		
藻場・自然海浜の再生	藻場・干潟の造成による環境改善、及び活動を通じて府民の親水性向上を促進	藻場・干潟の造成、攪拌ブロック礁の造成等の手法による豊かな漁場づくりの推進	
海底の砂地を再生	マーブルビーチ沖等での覆砂、地域協働による調査・保全		
大阪湾窪地の解消	埋め戻しのモニタリング	窪地の埋め戻し 順次実施	
水産資源の保護管理	遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業、資源回復計画による水産資源の保護管理、魚礁の設置		
多自然川づくり	特徴に応じた多自然川づくりを推進		
生物多様性に配慮した農空間の保全と活用	農地・農業用施設の保全と活用を通じた生物多様性の保全		
大規模緑地等を拠点としたエコロジカルネットワークの構築	生物多様性、みどりのネットワーク化に配慮した公園計画及び緑化の推進		
森林整備の推進	人工林の適正な間伐・針広混交林化の推進		
里山の保全管理の推進	新たな森づくり制度の創設		
臨海部の生息環境の創造	共生の森づくりの推進		
野生生物の適正な保護管理	シカ、イノシシの管理計画の推進		
アライグマ・ブラックバス等の外来生物対策	アライグマ防除実施計画の推進、ブラックバス、ブルーギル、外来水生植物の駆除等		
調査研究の推進	生態系の保全や生物多様性の増大に関する調査・試験研究等		

～ 良好な大気環境を確保するために ～

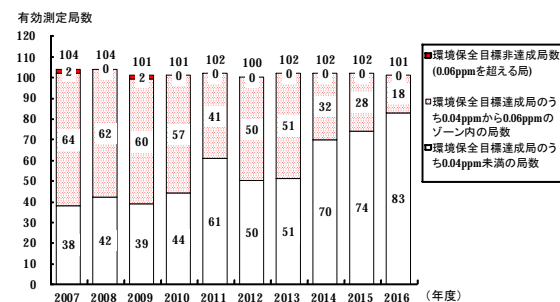
目標:2020年

○ 大気環境をさらに改善する。

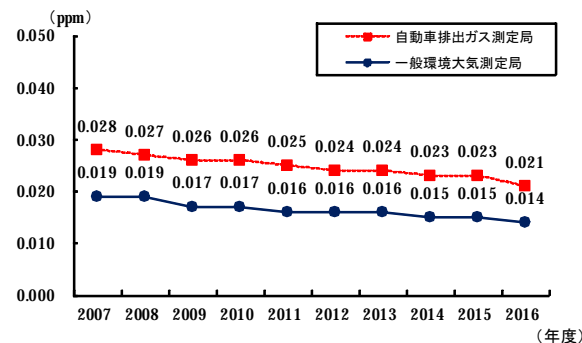
- Ⅰ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。
- Ⅰ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境保全目標を達成する。
- Ⅰ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。

計画策定時(2010年)及びその後の状況

■ 二酸化窒素濃度は改善傾向にあり、年間 98%値が環境保全目標の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、約2割の地域が 0.04～0.06ppm のゾーン内となっています。年平均濃度も緩やかな改善傾向で推移しています。

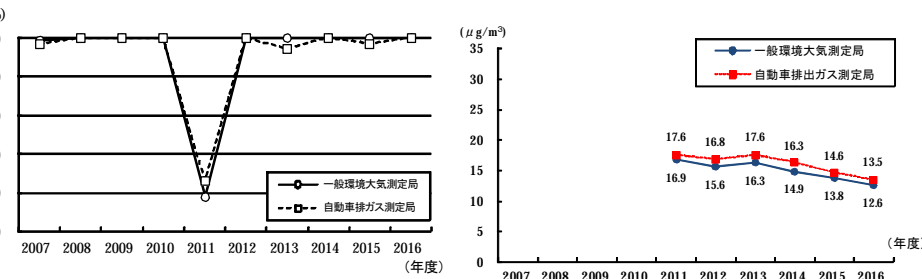


二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



二酸化窒素の年平均濃度の推移

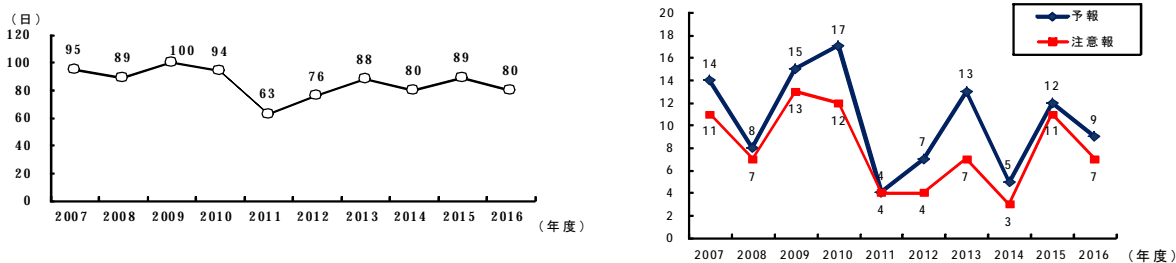
■ 浮遊粒子状物質は、強い黄砂の影響があった 2011 年度を除き、概ね全ての測定局で環境保全目標を達成しています。
 ■ PM_{2.5} の環境保全目標達成率は 2016 年度は前年度から大幅に向上して 90.9%となり、年平均濃度は緩やかな改善傾向で推移しています。



浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率の推移

PM_{2.5} の年平均濃度の推移

■ 光化学オキシダント濃度は、これまで環境保全目標 (一時間値 0.06ppm 以下) を達成しておらず、超過日数は概ね横ばいで推移しています。光化学スモッグ注意報の発令回数は年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。

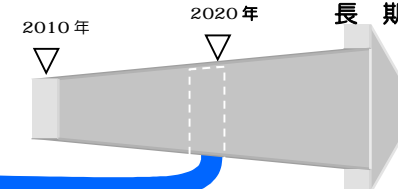


光化学オキシダントの昼間の濃度が 0.06ppm を超えた日数の推移

光化学スモッグの発令回数の推移

■ 過去にアスベストを含む建材を使用した建築物の解体時におけるアスベスト飛散による健康被害の防止のため、法や条例に基づく飛散防止対策の徹底を図っています。大気中のアスベスト濃度は府域の市街地 4 地点で測定しており、2014～16 年度の測定結果はND (検出下限値未満) ～0.062 本/L の範囲で、いずれも検出下限値付近の値であり、地点による濃度差はほとんど見られませんでした。

将来像



将来の姿 (長期)

環境保全目標をすべて満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NO_x) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- PM_{2.5} の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

主な施策

■ 自動車排出ガス対策

自動車から排出される NO_x、PM を削減するため、公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。また、対策地域外からの排出ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入規制や自動車 NO_x・PM 法に基づく事業者指導を実施するとともに、排出ガス性能の良いエコカーの普及に向けた取組みやエコドライブの普及啓発を実施します。さらに、渋滞の解消を図るため、環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化を図ります。



■ PM_{2.5} 対策

PM_{2.5} の環境モニタリングとして濃度測定や成分分析を行い、モニタリングの結果を用いて、発生機構を把握し、効果的な対策を検討・実施します。



■ 光化学オキシダント・VOC 対策

PM_{2.5} や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組を促進することにより削減します。また、光化学オキシダントとその原因物質の広域移流による影響の把握を行います。

■ アスベスト対策

過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指します。



健康で安心して暮らせる社会の構築

～ 良好な水環境を確保するために ～



目標:2020年

○ 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。

Ⅰ BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。

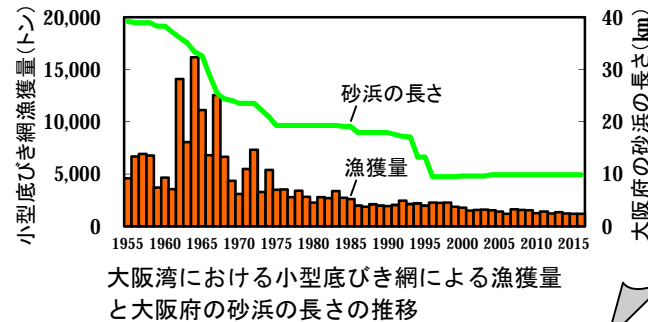
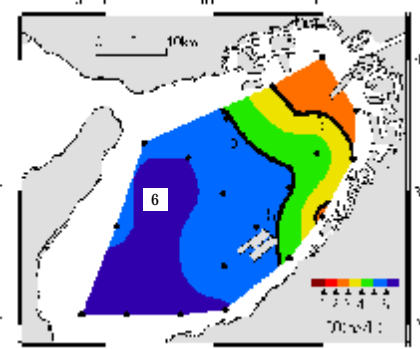
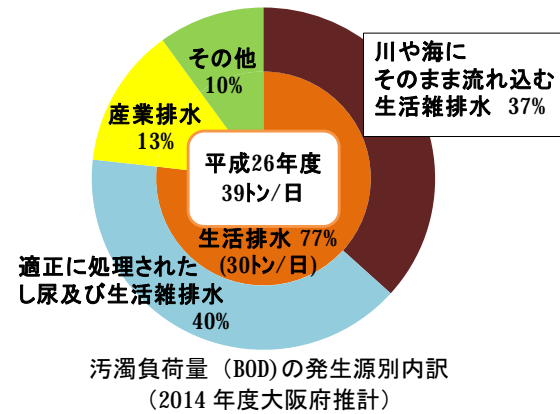
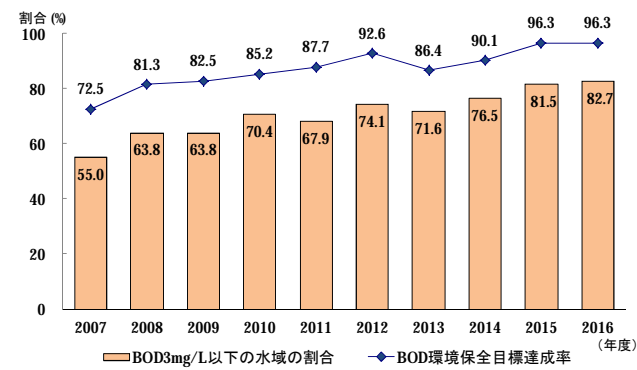
○ 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。

Ⅰ 底層DO（溶存酸素量）5mg/L以上（湾奥部は3mg/L以上）を達成する。

Ⅰ 藻場を造成する。（藻場面積400haを目指す）

計画策定時(2010年)及びその後の状況

■ 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備などによって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L以下の水域の割合：計画策定時の約6割から約8割へ）。河川等の汚濁負荷量の約8割が生活排水に由来しており、そのうち約半分が処理されていない生活雑排水の負荷量です。また、合流式下水道地域では、雨天時に未処理の汚水が混じった雨水が河川へ放流されることがあります。



■ 都市への人口集中に伴う都市化の進展、森林、水田などの荒廃や減少などにより流域の保水能力が低下し、流域面積の小さい河川で平常時の河川流量が低下しています。

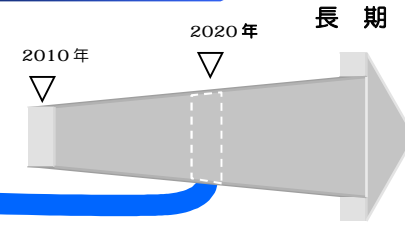
■ 大阪湾のCOD（化学的酸素要求量：全層平均の値）は長期的には横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。汚濁物質の流入に加えて、窒素・りんなどの栄養塩が底泥から溶出し湾内での植物プランクトンの増殖を招いていることが考えられます。また、夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取などで生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

■ 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています。

大阪府の藻場面積：2010年度 352ha
2016年度 365ha

将来像



将来の姿（長期）

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が生まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。

施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

主な施策

■ 水質汚濁負荷量の削減

下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善を推進します。また、下水道が整備されない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁削減の府民啓発などの生活排水対策を推進します。

COD、窒素、りんの総量削減計画に基づく総量規制など工場、事業場排水の規制・指導を、市町村と連携のもと確実に進めます。



水みらいセンター（下水処理場）

■ 健全な水循環の保全・再生

森林や農地・ため池等の保全による流域の雨水浸透、貯留などの水源かん養機能の保全・回復・増進や、節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等により、流域一体となって水循環の保全・再生を図ります。



整備された森林



ため池

■ 大阪湾の環境改善対策・親水性向上

自由に海とふれあえる場の整備や直立護岸の緩傾斜化を検討するとともに、水生生物が育つ場所であるアマモ場等を府民とともに守り育てることで、海への関心と浜辺の親水性の向上を図ります。また、水生生物の生育・生息にとって望ましい水質の調査研究を行うとともに、環境改善を図り、多様な水生生物が育つ魅力ある大阪湾を目指します。



府民が波打ち際に近づける海



魚介類の育つアマモ場

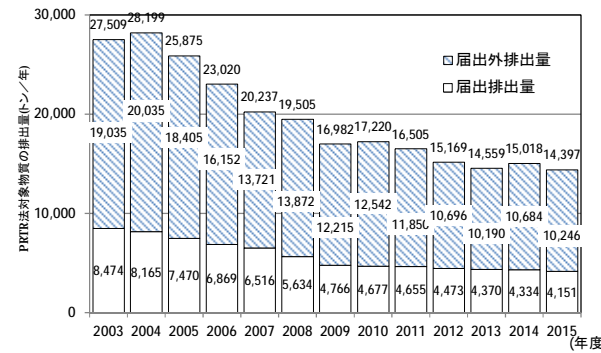
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

目標:2020年

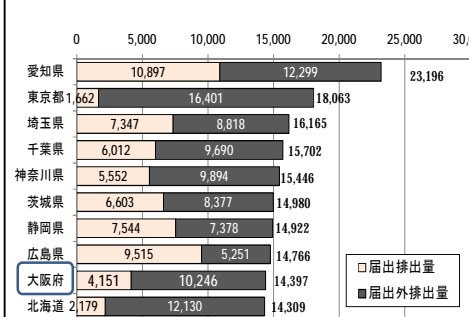
○ 環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

計画策定時(2010年)及びその後の状況

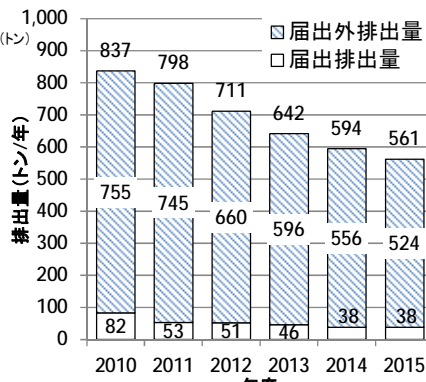
- 府域におけるPRTR法対象の第一種指定化学物質の排出量は着実に減少していますが、全国での順位は2008年度は第7位、2015年度は9位と大きな割合を占めています。(可住地面積当たり排出量では全国第2位)
- 発ガン性物質であるベンゼン等の特定第一種指定化学物質の排出量も着実に減少しています。
- 府域で土壤汚染対策法に基づき、指定された区域数は、東京都に次いで2番目の多さとなっています。



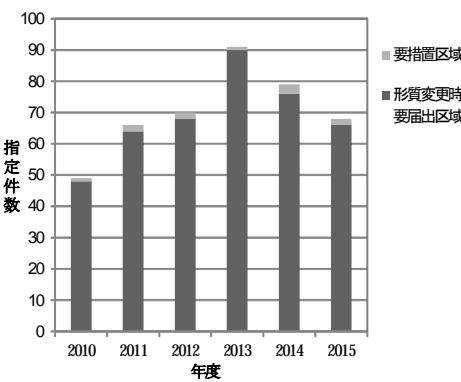
PRTR法対象物質の排出量の経年変化



都道府県別のPRTR法対象物質の排出量 (2015年度)【PRTR法データ】



ベンゼン等の特定第一種指定化学物質の排出量の経年変化



土壤汚染対策法による年度毎の区域指定件数

化学物質について

- 化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。
- 化学物質管理に向けた世界的取組の目標として、「2020年までに化学物質の生産や使用が人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化すること(環境リスクの最小化)」が、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて定められています。
- 環境リスクの大きさは、化学物質の“有害性”の程度と化学物質を取り込む量を示す“暴露量”によって決まります。

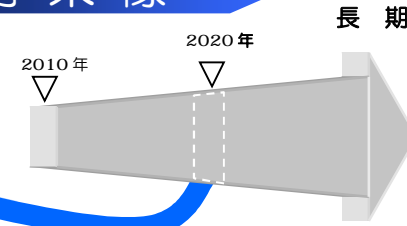
$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{化学物質の有害性} \times \text{暴露量}$$

- 環境リスクの低減のためには、化学物質の暴露量(排出量)を可能な限り抑制することが必要です。また、環境リスクを完全になくすことは不可能であるため、環境リスクに関する情報・知識を関係者が共有し、情報に関する共通の理解と信頼の上に立って、社会的に許容されるリスクについての合意形成を図る必要があります。

予防的取組について

- 人・動植物への極めて深刻な悪影響が懸念される化学物質については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策延期の理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を行うという、予防的取組の考え方に基づく対策が必要です。

将来像



将来の姿(長期)

環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組を推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

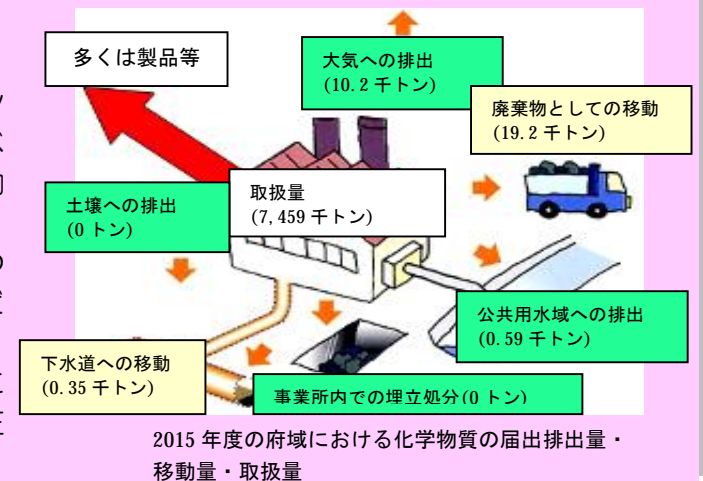
主な施策

■ 環境リスクの高い化学物質の排出削減

化学物質の人への暴露量を低減するため、特にトルエンなどの大気中の化学物質の排出を削減する取組みやベンゼンなどの発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を推進します。

また、人・動植物への悪影響が懸念される化学物質については、環境調査や事業者等への排出抑制の働きかけなどの予防的な取組みを推進します。

さらに、化学物質による土壌汚染や地下水汚染を未然に防止し、健康へのリスクを回避するため、化学物質の適正管理について助言・指導します。



■ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進します。

府は、府域の環境リスクを管理するという立場から、対話の場を設けて、化学物質に係る情報提供、リスクの客観的な評価や府の取組方針の説明等を行うなど、対話の推進を図ります。



化学物質対策セミナー

■ 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質については、事業者に対し、廃棄物から環境への漏洩がないように適正な管理・処理を徹底指導します。

また、環境リスクの高い化学物質や、汚染された土壌・地下水については、汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な管理・処理を進めていきます。

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（大気）

		2011	2015	2020
2020年目標		大気環境をさらに改善する。		
工 程 表	自動車排出ガス対策の推進			
	エコカーの普及促進 (2020年、府域で保有される自動車のうちエコカーの割合50%)	官民協働によるエコカーの導入、普及啓発	エコカー用インフラ施設(水素ステーション、天然ガススタンド、EV充電設備)の普及促進	
	流入車対策の推進	基準非適合車に対する流入規制	自家用自動車の対策の強化	
	NOx・PMを主とする事業者指導	自動車管理計画書等による指導		
	排出ガスの削減、自動車利用の推進	エコドライブの普及促進	事業者の取組の促進	
		グリーン配送の推進		
	交通渋滞の解消	渋滞の解消(環状道路等の整備、鉄道・道路の立体交差化の推進等)		
	貨物車輸送の効率化の促進	走行規制など貨物車の走行を誘導する施策の推進・幹線道路ネットワークの構築		
	自動車ご乗換・依存しないまちづくりの推進	公共交通機関の利用促進(公共交通のネットワークの充実、モビリティマネジメントの実施)		
		コミュニティサイクル・カーシェアリング等の普及促進		
工場等の固定発生源対策の推進				
NOx等削減対策 ・法・条例等による排出量の削減	排出事業者に対する排出抑制指導・規制(新たな知見に基づく項目・規制値の見直しを含む)			
	事業者による自主的な負荷削減への取組の促進			
	VOC対策 ・法・条例等による排出量の削減	大規模排出事業所に対する排出基準の遵守指導	光化学スモッグ発生時における排出削減要請	
	自主的取組の促進による排出抑制	化学物質管理制度を活用した事業者による自主的取組の促進		
PM2.5・光化学オキシダント対策の推進				
PM2.5の発生源把握、対策の検討	基礎的情報の収集	環境モニタリングの体制の整備・モニタリングの実施		
		発生機構の把握、効果的な対策の検討		
		発生源対策等の実施		
広域多発の実態把握、監視の推進	光化学オキシダント、PM2.5等への影響の実態調査	広域移流の監視		
		光化学スモッグ前日気象情報の活用		
アスベスト対策の推進				
飛散防止対策の推進	建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止の規制指導の徹底			
		民間団体と協同して適正な解体工事の取組を促進		
	府有建築物のアスベストの飛散防止対策工事、空気環境測定等の実施	民間建築物のアスベストの飛散防止対策の推進		

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（水環境）

		2011	2015	2020
2020年目標		人と水がらまれあえ、水道水源となりうる水質を目標し、水環境をさらに改善する。 多様な生物が豊か、豊かな大阪湾にする。		
水質汚濁負荷量の削減				
総量削減計画/総量規制	第6次計画に基づく総量規制			
	第7次計画策定	第7次計画に基づく総量削減		
	第8次計画策定	第8次計画に基づく総量削減		

		2011	2015	2020	
工 程 表	水質汚濁負荷量の削減				
	工場等固定発生源対策	法・条例による排出基準の遵守指導・規制(新たな知見に基づく項目・規制値の見直しを含む)	事業者による自主的な負荷削減への取組の促進		
	地下水汚染の未然防止	地下水汚染の未然防止のため、有害物質を使用する施設等の構造等基準の遵守指導・規制			
	生活排水対策の促進	生活排水対策事業(下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等の普及)の促進			
	下水道の整備促進	下水道高度処理の推進、合流式下水道の改善			
	合併処理浄化槽の整備促進	下水道整備とのベストミックスによる整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進			
	大阪湾の環境改善				
	藻場・干潟の再生	藻場・干潟の造成による環境改善、及び活動を通じて府民の親水性向上を促進	藻場・干潟の造成、撈拌ブロック礁の造成等の手法による豊かな漁場づくりの推進		
	砂浜の再生	マーブルビーチ沖等での覆砂			
	底質の改善	海底耕耘の実施等			
窪地対策	窪地埋め戻しのモニタリング	窪地の埋め戻し 順次実施			
水循環の保全・再生					
森林整備	保安林の指定拡大、保水機能の高い森林の育成				
農空地の保全・活用	農地、ため池・農業用水路等の保全と活用の推進				
下水処理水の有効利用	下水処理水の河川浄化用水、修景用水、散水への有効利用				
雨水利用	モデル地域での官民連携による雨水利用	官民連携モデルを他地域に展開			
地下水利用	都市部での保水能力の向上、地下水の利用(適切な地下水水位を維持)				

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（化学物質）

		2011	2015	2020	
2020年目標		環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する			
工 程 表	環境リスクの高い化学物質の排出削減				
	環境リスクの高い化学物質の排出量等の把握	毎年度、PRTR制度、大阪府化学物質管理制度の運用により排出量等を把握			
	大規模事業所に対する重点指導	中・小規模事業所に対する指導			
	有害性の高い化学物質の排出抑制	特定第一種指定化学物質の取扱事業所に対する指導			
	環境汚染の未然防止	土壌汚染・地下水汚染の未然防止のため、化学物質の適正管理を助言・指導			
	リスクコミュニケーションの推進				
	事業者への働きかけ	大規模事業者に対する働きかけ 約50社	中規模事業者に対する働きかけ 約200社	小規模事業者に対する働きかけ 約400社	
		化学物質対策セミナー(事業者向け)の実施	レスポンスルケア協議会主催の会議において事例紹介		
	NPO・市民団体等との連携	働きかけを行った事業者とのリスクコミュニケーションの実施	化学物質対策セミナー(NPO・市民団体等向け)の実施		
	情報の整理・場の提供・対話の推進	情報の整理・提供	場の提供・対話の推進		
残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理					
PCB廃棄物	PCB廃棄物の期限内の適正処理の推進(処分期間は高濃度2020年度末まで、低濃度2026年度末まで)				
ダイオキシン類対策	焼却施設等設置者によるダイオキシン類測定及び適正管理の徹底				
汚染土壌等の適正管理・処理	汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な処理等を促進				

魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～



大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動などの都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていくことが必要です。

緑と水辺の保全と創造

■みどり*の風を感じる大阪

みどりの連続性を強化し、海～街～山をつなぐ「みどりの軸」を創出するとともに、CO₂の吸収をはじめ、みどりの多様な機能を発揮させる「周辺山系など既存のみどりの保全・再生」、多様なみどりを増やし、つなぎ、広げる「みどりの量的充足」、暮らしの豊かさや安全・安心、生物多様性確保などに資する「みどりの質の向上」を図るため、4つの基本戦略のもとに、広域的なみどりのネットワークを構築し、実感出来るみどりづくりを推進します。

基本戦略-1 みどり豊かな自然環境の保全・再生

周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「市民の憩いの場づくり」を実現

- 周辺山系の保全・再生**
 - 自然公園の保全管理
 - 放散森林対策の推進
 - 「生熟山系花屏風」機軸の推進
- 農空間の保全・活用**
 - 農空間保全地域の指定
 - 遊休農地等の利用促進
 - ため池、水路のオアシス構想の推進
- 臨海部の保全・再生**
 - 「共生の森」づくり
 - 河口干潟の再生
 - 人工干潟の整備
 - 遊歩路の整備

基本戦略-2 みどりの風を感じるネットワークの形成

主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や形の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がりを実現します

- 道路・河川を軸としたネットワーク**
 - 高木並木による緑陰づくり
 - 「水の都大阪」の再生
 - 持続的かつ多様な河川環境の創出
- みどりの連続性や厚みと広がり確保**
 - 「みどりの風促進区域」における緑化推進
 - 主要道路や主要河川、大規模公園などを軸や拠点とした区域を指定し、緑豊かなセミパブリック空間を創出
- ネットワークの拠点となる大規模公園緑地**
 - 市営公園緑地によるみどりの拡充
 - 多様な主体の参加による「泉佐野石段緑地」整備
 - 下水処理場上部緑化

基本戦略-3 街の中に多様なみどりを創出

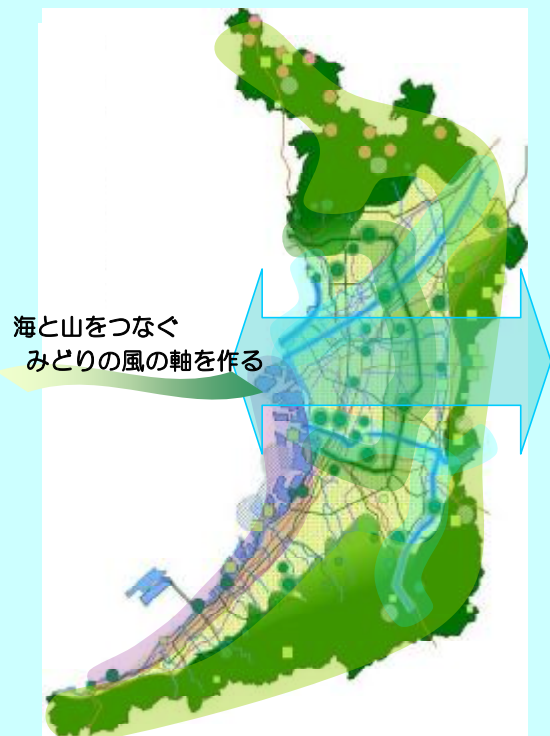
屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます

- 府有施設等の緑化推進等**
 - 府有施設等緑化推進計画の推進
 - 市町村管理緑地等との連携
- 民有地のみどりの保全・創出**
 - 建築物緑化促進制度の推進・強化
 - 地産品の緑化を推進するなど施設改善の奨励
 - 屋上・壁面・駐車場等新たなみどりの創出

基本戦略-4 みどりの行動の促進

府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた緑地の再生」を目指します

- みどりづくりを通じた地域再生**
 - 校園庭の芝生化
 - みんなが育てる「みどりのプロジェクト」
 - 緑化推進員
- 府民、NPO、企業等との連携推進**
 - CSR活動との連携
 - アドプトプログラム
 - 新緑の会（協賛会等）によるみどりづくり
 - みどり基金など寄附制度の拡充
- みどりの人づくり・組織づくり**
 - みどりに関する教育・啓発活動の推進
 - ボランティアリーダーの育成



海と山をつなぐ
みどりの風の軸を作る

※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

大阪は、大阪湾に面し、周辺を豊かな緑を有する山系にかこまれ、平野部では淀川、大和川をはじめとする河川や、ため池などの多くの水辺によって、身近にゆとりと潤いを感じさせる豊かな自然景観を有しています。また、古代から現代に至る重層的な歴史に育まれたまちなみは、人々を引きつける魅力ある都市景観を形成しています。このような優れた景観を、法や条例等によって保全していくこととあわせ、地域の活力づくりにも活用することによって、地域の誇りとして積極的な保全につなげていけるよう取り組みます。



千早赤阪村
下赤阪の棚田の風景



富田林市
寺内町の町並み



百舌鳥・古市古墳群

■歴史的・文化的環境の形成

府内の、有形・無形の歴史的・文化的資源を保全し継承していくとともに、豊かな歴史、食や芸能等の特徴ある文化を観光やまちづくりの分野へ活用し、都市の魅力や地域の活力づくりを進めます。特に、大阪初の世界文化遺産登録をめざす百舌鳥・古市古墳群については、平成29年度の世界文化遺産推薦候補に選定されたことから、関係市等と共同して、引き続き登録に向けた取り組みを進めていきます。

快適で安らぎのある都市環境の形成

大阪は、商業・交通・教育・医療などの都市機能が集約され利便性が高い反面、ヒートアイランド現象により夜間の最低気温が25度を超える熱帯夜が年間40日以上におよぶなど、過ごしやすさが損なわれています。また、交通量の多い道路や、航空機、鉄軌道、工場・事業場、建設作業などからの騒音・振動や、悪臭などにより、静かで安らぎのある生活環境が損なわれています。そのため、快適で安らぎのある都市環境の創造を進めます。

■騒音・振動の防止

道路交通騒音については、2020年に環境保全目標を概ね達成（達成率95%以上）するため（2015年度達成率94.1%）、低騒音舗装の推進、沿道環境対策やバイパス整備等の交通流対策等を推進します。航空機騒音対策では大阪国際空港周辺において、民家防音工事等の環境対策を関係機関と連携して進めます。

また、工場・事業場や建設作業などの固定発生源、新幹線等の鉄道については市町村と適切な役割分担のもと対策を進めます。

低周波音については、人体への影響等も十分解明されておらず、実態調査等により知見の収集等を図ります。

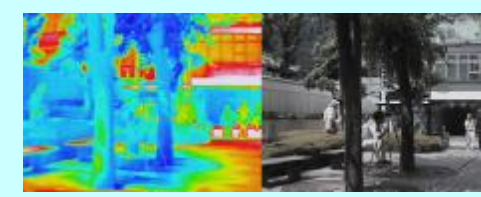
■ヒートアイランド対策

熱帯夜日数の削減のため、建物や自動車からの人工排熱の低減、屋上・壁面の高反射化・緑化、道路・駐車場の透水性・保水性舗装等による建物・地表面の高温化の抑制、都市内の緑化の促進や水とみどりの空間を増やすなどの都市形態の改善を進めます。

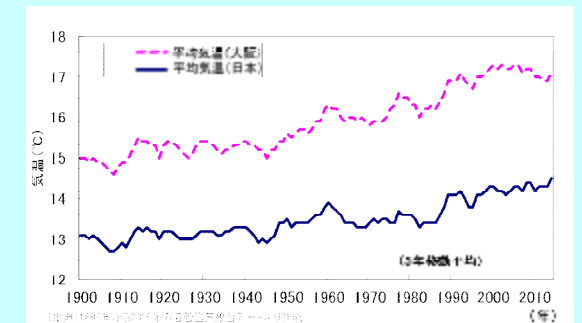
また、屋外における夏の屋間の暑熱環境の改善のため、効果的な緑化手法の普及、クールスポットの創出や周知・活用、人への熱ストレス軽減策や熱中症予防策などの適応策に関する情報収集と対策手法の普及に取り組みます。



屋上緑化



緑陰による温度低減効果



年平均気温の推移
(大阪の年平均気温は、全国の値を上回る速さで上昇しています。気温上昇率の全国との差が、ヒートアイランド現象によるものと考えられます。)

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、人間の活動を支える社会経済システムを持続可能なものに転換していかなければなりません。

環境の改善を図りながら、都市の活力を維持していくためには、私達の活動を支えるあらゆる分野に、環境の視点を組み込んでいくことが必要です。例えば、ハード面から活動を支える都市構造では、利便性を確保しながら環境負荷の少ない形に転換することが必要です。

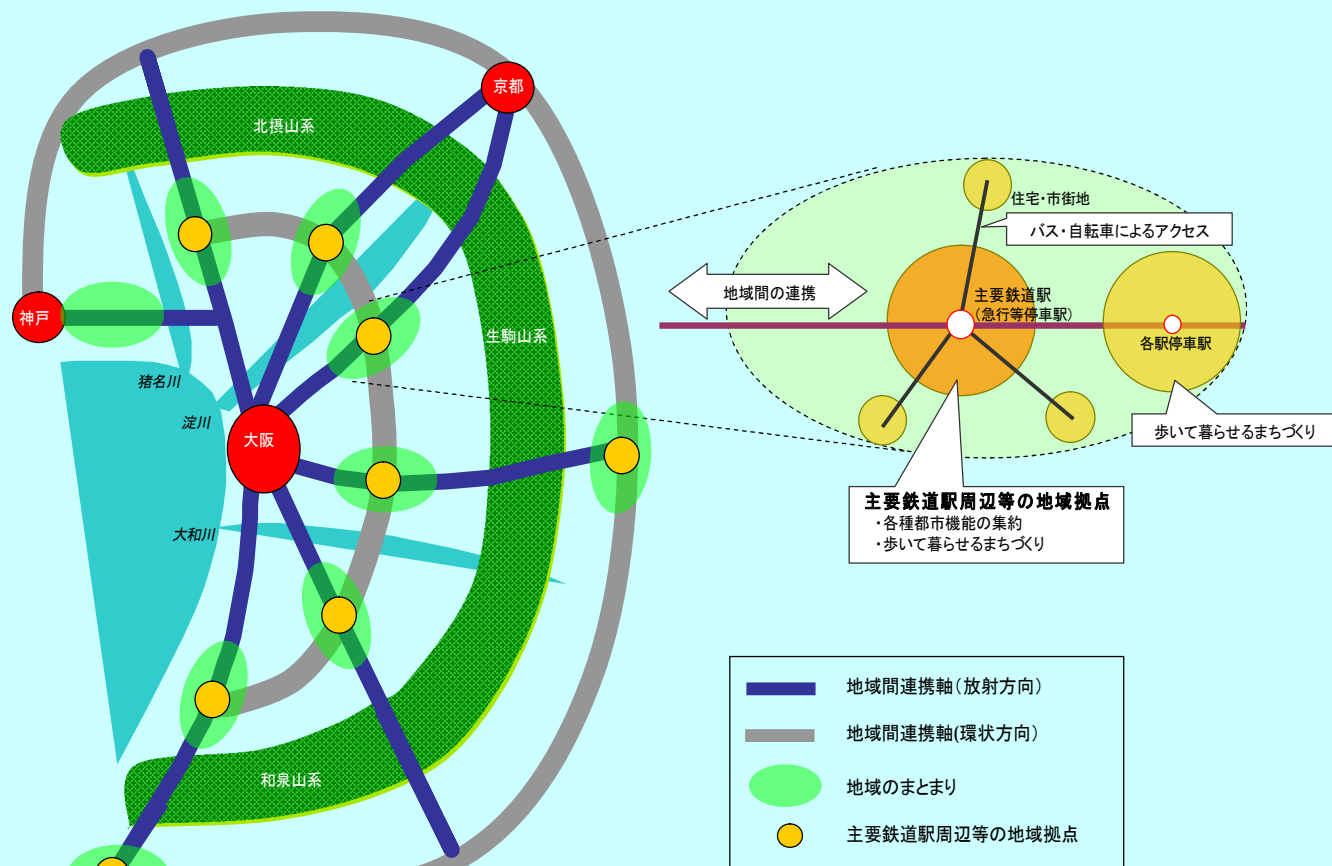
また、経済活動の面では産業を環境に配慮したものに転換していくグリーン化を進めることや、環境関連産業の成長を促すことが必要です。

良好な環境を支える都市構造への転換

■集約・連携型都市構造の強化

業務・商業・居住・医療・教育などの都市機能を、立体的・重層的に高めるなど土地の有効・高度利用を進め、都市機能の集約、高度化を図るとともに、放射及び環状に整備された交通網など道路・公共交通ネットワーク等を活用し、都市機能を相互に連携・活用していきます。

鉄道駅周辺では、歩いて暮らせる範囲に生活に必要な機能を集約することとあわせて、カーシェアリングや自転車利用の推進による、移動時の自動車への依存度の低減を図ることや、電気や熱等の再生可能エネルギーを地域内で需要と供給のバランスを取って利用するなど、エネルギーの効率的な利用を進めます。



集約・連携型都市構造のイメージ図

資料：第4次大阪府国土利用計画

産業のグリーン化

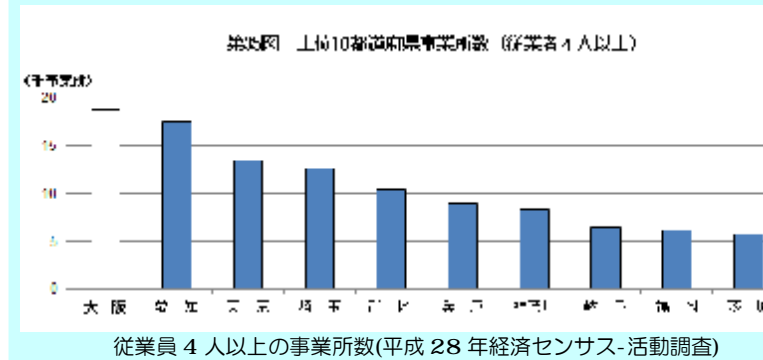
■環境に配慮した投融資の促進

経済活動を支える金融面では、環境への意識の高まりや事業者の社会的評価における環境配慮に対するウエイトが高まっていること等を背景に、金融機関において環境配慮型金融商品が開発されており、その動きは一層加速するといわれています。

今後、経済社会システムがより環境に配慮されたものに転換していくためには、その役割はさらに大きくなるものと考えられることから、金融機関と連携を図りつつ、府民や事業者の皆さんへの情報提供を強化していきます。

■環境技術の振興

大阪は、ものづくりのまちとして特定の業種に偏らない、素材や加工に優れた中小ものづくり企業が集積しています。中小・ベンチャー企業等によって開発された大阪発の優れた環境関連技術・製品の普及を促進するために、研究開発の奨励や技術情報の提供を行い、関係機関と連携したコーディネートを行っていきます。



おおさかエコテック

中小・ベンチャー企業等によって開発された先進的な環境技術について環境保全効果等の技術評価を行い、その結果を広く周知し、優れた環境関連技術・製品の普及を促進する。



(環境技術評価・普及事業
ロゴマーク)

環境関連産業の成長促進

経済成長が著しく環境問題が深刻となっているアジア地域の国々では、環境問題が深刻化しており、対策が急務となっています。

一方で、大阪は、昭和30年代からの高度経済成長に伴う産業活動の活発化により生じた深刻な環境問題に対し、全国に先駆けた施策を実施するなど、積極的な取り組みにより成果を上げてきた豊かな経験と、優れた環境関連技術を有しています。

環境問題を抱える国々のニーズにあわせ、環境関連技術と発生源対策等の施策をパッケージし提案するなど、国境を越えた環境問題に貢献していく中で、大阪・関西の事業者のビジネスチャンスの創出等を官民連携して進めていきます。



また、関西、大阪には省エネ製品を生産する、家電メーカーの集積や、リチウムイオン電池等の生産、研究拠点が集積する等の他と比較して、今後成長が期待出来る産業の集積で強みがあります。

これらの技術が必要なハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車などのエコカーの普及を官民連携して進めていきます。

地域主権の確立・広域連携の推進

環境施策を効率的かつ効果的に推進するためには、地域の特性や実情に応じた施策を実施することが必要です。そのため、大阪府は、国、市町村との役割分担の明確化を図りながら、環境分野における地域主権の早期確立を目指します。

■基礎自治機能の充実と広域連携の推進

「大阪発“地方分権改革”ビジョン改訂版」に基づき、大阪府の積極的コーディネートのもと、市町村間連携などの体制整備を進め、府内市町村の基礎自治機能の充実を目指します。

また、府域を超えて広域的な連携が必要なものについては、近隣府県との個別の連携協力にとどまらず、国からの権限、事務の移譲も視野に、関西の2府6県4政令市で構成された関西広域連合での取組推進を図っていきます。

「大阪発“地方分権改革ビジョン”改訂版」とは

大阪府では、平成21年3月に「大阪発“地方分権改革”ビジョン」を策定し、これまで、「府内市町村が中核市に」、「新たな大都市制度の実現」、「関西州の実現」という3つの“めざす姿”の実現を目標に掲げ、様々な取組みを進めてきました。

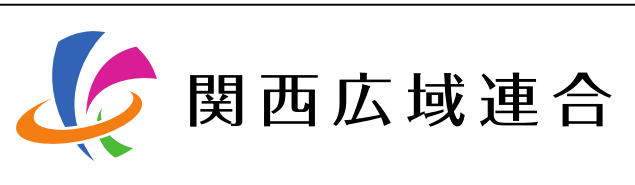
平成29年3月には、これまでの取組みの検証と総括、また、現時点での課題把握を行い、改めて、“めざす姿”に向けた新たな工程と今後の方向性を「大阪発“地方分権改革”ビジョン改訂版」として取りまとめました。

関西広域連合とは

広域連合は、地方自治法第284条に規定される地方公共団体の組合で、特別地方公共団体として法人格を有します。広域にわたって処理することが適当と認められる政策・事務について、広域計画を通じた共通化や一体化を図るとともに、連絡調整などの機能を有する等、より政策的で機動的な広域行政体としての性格を持つものです。

関西広域連合は、救急医療連携や防災、環境等の府県域を越えた行政課題に取り組むために、関西の2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県および徳島県）で平成22年12月に設立したものです。

平成24年から4政令市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）が、また、平成27年12月には奈良県が新たに加わり、広域行政体としての権能、事業執行力がより一層充実しました。



関西広域連合シンボルマーク

環境分野における取組み

■広域連携の推進

廃棄物を適正に処理し大阪湾域の生活環境の保全をはかるため、近畿の2府4県と168市町村と連携し、大阪湾の埋立により廃棄物の最終処分を行っています。また、河川では、琵琶湖・淀川の流域で、流域の市民、企業、行政等が連携し、自然生態系の再生、水循環の再構築等に取り組んでいるほか、大和川では水質改善を推進するため、奈良県、流域市町村と連携し、生活排水対策、ゴミ対策の普及啓発、下水道の普及促進などに連携して取り組んでいます。今後も、施策の効果的な推進や効率化の観点から広域連携に取り組めます。



フェニックス計画 大阪沖埋立処分場



大和川を清掃する様子

■関西広域連合での取組み

関西広域連合では、関西広域環境保全計画に基づき、広域的に取り組むことにより住民生活の向上が期待できるものとして、以下の施策に取り組めます。

- ・低炭素社会づくり（地球温暖化対策）
- ・自然共生型社会づくり（生態系保全）
- ・循環型社会づくり（資源循環の推進）
- ・持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）

■基礎自治機能の充実

地域に密着した環境問題について実情に応じた対策を実施するため環境規制関係の法律及び府条例で大阪府が有する権限について、市町村との協議を進め、協議の整った市町村から移譲を進めていきます。

また、府条例の内容について、市町村による地域の実情に応じた取組みを促進するものとなるよう、見直しを行うとともに、今後の関係の府条例の改正に当たっては、市町村の意見を十分反映できるよう、取り組めます。

■地域における情報の共有の推進

環境は都道府県、市町村域を超えてつながっていることから、府域全体の環境の現状や環境リスクに関する情報を、府において収集し、ホームページなどを通じて、広く関係機関や府民、NPOなどが利用できるようにします。

計画の効率的な推進と進行管理

【毎年度のサイクル】

■大阪府が講じようとする施策、講じた施策及び施策を実施した後の環境の状況を報告します。

大阪府環境基本条例に基づき、翌年度の「環境の保全等に関して講じようとする施策」及び前年度の「環境の状況及び講じた施策」をそれぞれとりまとめ、府議会に報告します。また、「環境の状況及び講じた施策」については、環境審議会にも報告し、意見聴取を行うとともに、その結果は毎年、大阪府環境白書で公表します。

【複数年（3～4年）毎のサイクル】

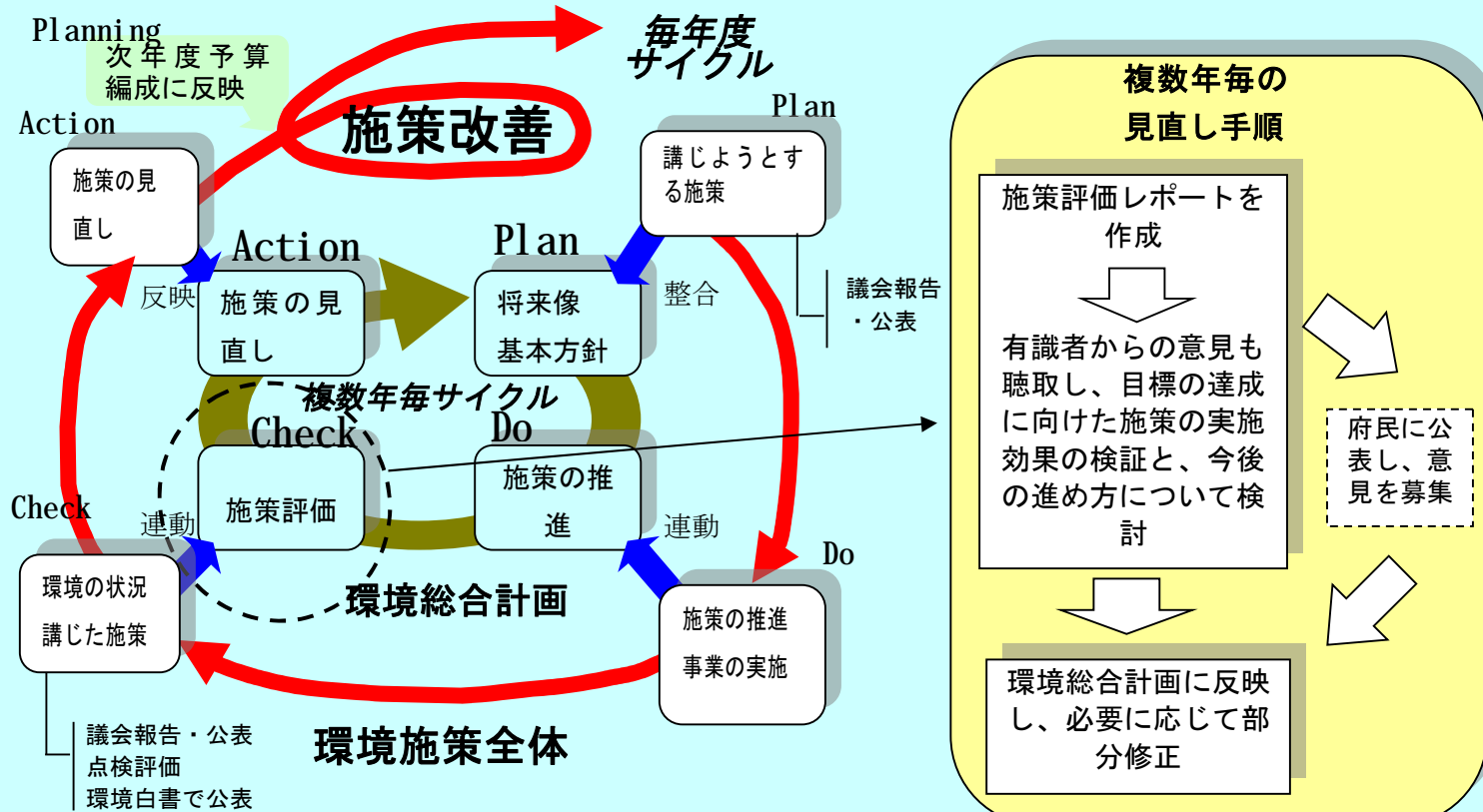
■施策の実施に要したコストと得られた効果の検証を行います。

急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図るため、複数年毎（概ね3～4年を目処）に計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、有識者等からの意見も聴取し、必要に応じて環境総合計画の修正を行います。

■評価を行う際は、可能な限り得られた効果を数値化し、施策の効果性、効率性を追求します。

評価を行う際は、施策推進に係る費用と得られる効果について、客観的に評価が出来るよう、数値化に努めます。また、環境施策には多様な効果があり全てを数値化することは困難であることから、定性的効果についても併記していくこととします。

■評価資料を公表し、広く府民の皆様のご意見を頂き施策の見直しに反映していきます。



環境施策の進行管理に関するPDCAサイクルの概念図

点検評価分野・施策

分野	施策 No.	施策名称	関連するSDGs
I 府民の参加・行動	1	効果的な情報発信	4, 12, 17
	2	環境教育・学習の推進	4, 12, 17
	3	行動を支援する仕組みの充実	4, 12, 17
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	4	低炭素化の推進（家庭）	2, 3, 6, 7, 9
	5	低炭素化の推進（業務・産業）	2, 3, 6, 7, 9
	6	低炭素化の推進（住宅・建築物）	2, 3, 6, 7, 9
	7	低炭素化の推進（運輸・交通）	2, 3, 6, 7, 9
	8	再生可能エネルギー等の普及	2, 3, 6, 7, 9
	9	森林整備によるCO ₂ 吸収の推進	2, 3, 6, 7, 9
	10	気候変動の影響への適応の推進	2, 3, 6, 7, 9
	11	ヒートアイランド対策の推進 ※33再掲	2, 3, 6, 7, 9
	II-2 資源循環型社会の構築	12	再生原料・再生可能資源の利用促進、リサイクル率の向上
13	廃棄物排出量の削減	3, 6, 8, 9, 11, 12, 14	
14	廃棄物の適正処理の徹底	3, 6, 8, 9, 11, 12, 14	
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	15	生物多様性の社会への浸透	6, 11, 14, 15
	16	生息環境の保全	6, 11, 14, 15
	17	生息環境の再生・創造	6, 11, 14, 15
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築	18	固定発生源対策の推進	3, 9, 11
	19	自動車排出ガス対策の推進	3, 9, 11
	20	光化学オキシダント・SPM対策の推進	3, 9, 11
	21	PM2.5対策の推進	3, 9, 11
	22	アスベスト飛散防止対策の推進	3, 9, 11
	23	水質汚濁負荷量の削減	3, 6, 9, 11, 12, 14, 15
	24	大阪湾の環境改善	3, 6, 9, 11, 12, 14, 15
	25	水循環の保全・再生	3, 6, 9, 11, 12, 14, 15
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	26	環境リスクの高い化学物質の排出削減	3, 6, 9, 11, 12
	27	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	3, 6, 9, 11, 12
	28	残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理	3, 6, 9, 11, 12
	29	緑と水辺の保全と創造	9, 11, 12, 13, 14, 15
	30	魅力ある景観の形成	9, 11, 12, 13, 14, 15
IV 施策推進にあたっての視点	31	歴史的・文化的環境の形成	9, 11, 12, 13, 14, 15
	32	暮らしやすい快適な都市環境の確保（騒音・振動の防止）	9, 11, 12, 13, 14, 15
	33	暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド対策）	9, 11, 12, 13, 14, 15
	34	暮らしやすい快適な都市環境の確保（悪臭の防止）	9, 11, 12, 13, 14, 15
	35	暮らしやすい快適な都市環境の確保（良好な住環境の確保）	9, 11, 12, 13, 14, 15
V その他（共通的事項）	36	良好な環境を支える都市構造への転換	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
	37	産業のグリーン化	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
	38	環境関連産業の成長促進	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
IV 施策推進にあたっての視点	39	地域主権の確立・広域連携の推進	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
	40	府自らの事務事業活動における環境配慮	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
	41	環境影響評価制度の推進	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
	42	環境監視・調査研究	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
	43	環境保健対策及び公害紛争処理	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略
	44	国際協力	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略

用語解説

(掲載ページ) P.1 大阪の環境を取り巻く課題・目指すべき将来の姿

用語	解説
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
生物多様性	いろいろな生物が存在しているようすのこと。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。
天然資源	天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称のこと。
光化学オキシダント	夏季の日中など、工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成する二次的汚染物質の総称のこと。
ヒートアイランド現象	経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などによる人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の変更が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
低炭素社会	エネルギー消費量が少なく地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。石油等の化石燃料の使用を削減することや太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換のほか、エネルギー使用の少ないライフスタイルへの転換などにより実現。
里地・里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される人の手の入った地域のこと。
農空間	農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところ。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、教育・福祉など、様々な公益的役割を果たしている。

P.2 計画の枠組みと全体構成

用語	解説
環境基本条例	豊かな環境の保全及び創造に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、平成6年に制定された大阪府の条例。
将来ビジョン・大阪	みんなで笑顔あふれる大阪づくりをすすめるため、2025年をめざす総合計画のもと、策定後の変化や大阪維新プログラム(案)を踏まえた今後の大阪の将来像をわかりやすく示したもの。

P.3~4 府民の参加・行動

用語	解説
NPO	Non Profit Organizationの略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。
環境ラベリング	環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取組みに環境ラベルを添付すること。

P.5~6 低炭素・省エネルギー社会の構築

用語	解説
再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー(中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど)、大規模水力、および波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。
エコカー	電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車など、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ないだけでなく、燃費がよく温室効果ガス(CO ₂)の排出が少ない車のこと。または走行時に排出ガスが全く出ない車のこと。
エコドライブ	おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO _x (窒素酸化物)やPM(粒子状物質)、地球温暖化の原因となるCO ₂ (二酸化炭素)の排出が抑制できる。

適応	温暖化の進行を前提に現実の又は将来予想される気候変動の影響に備え、その被害を回避し、又は和らげ、もしくは有益な機会として活かしていく考え方のこと。それに対し、温室効果ガスの排出を抑制する考え方を「緩和」という。
ESCO事業	省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供する。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
バイオ燃料	植物資源などのバイオマスを加工して作る燃料のこと。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ・ビートの絞りかす(バガス)などを発酵させて作るエタノール(エチルアルコール)、家畜の糞尿などを発酵させてできるメタンなどがある。
温暖化防止条例	地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とし、平成17年に制定されたもの。
大阪版カーボンオフセット制度	中小企業の省エネ努力で生まれたCO ₂ 削減量、いわゆるクレジット(削減したCO ₂ 量を証明する証書)を大企業との間で売買することを仲介するしくみ。
府GND基金	環境省の経済危機対策関連予算を活用し、創設された基金でH21からH23の3年間で地球温暖化対策及び廃棄物処理を推進するもの。
フロン	正式名称をフルオロカーボン(炭素とフッ素の化合物)と言う。化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、エアコンや冷蔵庫の冷媒、洗浄剤等に広く使用されている。そのうち、CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質であり、CFCは1995年末で生産が全廃、HCFCは2020年までには生産が全廃されることとなっている。そのためオゾン層を破壊しない一般的に代替フロンと呼ばれるHFC(ハイドロフルオロカーボン)に転換されてきたが、地球温暖化の原因物質であるため、京都議定書での削減対象ガスに指定されている。
HEMS(ホームエネルギー管理システム)／BEMS(ビルエネルギー管理システム)	ホーム(家庭)又はビル(事務所)にエネルギーの使用状況が把握できるエネルギーマネジメントシステム(EMS)を設置し「見える化」を行うとともに、設備の自動制御を行うことで、エネルギーの合理化使用につなげるシステムのこと。
うちエコ診断	各家庭に適した、効果的なCO ₂ 削減プランを提案するツールのこと。
家庭エコ診断	家庭のエネルギー消費状況の把握、CO ₂ 排出内訳の分析、分野別対策検討をすることにより、受診家庭の効果的なCO ₂ 排出削減行動に結びつけるツールのこと。
おおさかスマートエネルギーセンター	2013年4月から、大阪府市が共同してエネルギー政策の推進拠点として設置したもので、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施している。主な事業は、創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス、太陽光パネル設置及びZEH普及啓発事業、公共施設などの屋根・遊休地と発電事業者のマッチング、BEMS普及啓発事業、国等が実施する各種補助金の周知・PRなど。
EV	Electric Vehicleの略で、電気自動車のこと。
モビリティマネジメント	渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取組みのこと。
間伐	樹木の成長がほぼそろっている林で、最終の伐採収穫の前に、育林と収入を目的とし、一部の立木(りゅうぼく)を抜き切りすること。
アドプトフォレスト	府が事業者等と森林所有者の仲人となって、森づくりへの参画を進めるための制度。
燃料電池	水素と酸素を反応(水の電気分解の逆の反応)させて電気エネルギーを取り出す装置のことであり、水以外のものを排出せず、クリーンなシステムである。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼ぶ。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
みどりの風促進区域	主軸や拠点となるみどりの連続性や厚みと広がりを確保するため、行政区域を越えた広域的な視点で目標像を見極め、主要道路や主要河川、大規模公園などの都市施設等を軸とした一定のまとまりのある区域を特に重点的に施策推進するため指定する区域。

P.7～8 資源循環型社会の構築

用語	解説
3R（リデュース・リユース・リサイクル）	「ごみを減らす」という意味の Reduce(リデュース)、「繰り返し使う」という意味の Reuse(リユース)、「資源として再利用する」という意味の Recycle(リサイクル)という英単語の頭文字の3つを取って3Rという。
食品ロス	まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、食品の製造から流通、販売の過程だけでなく、家庭も含めてあらゆる段階において発生している。食品関連事業者では、小売店で多めに仕入れたために売れ残った商品や、レストランなどの飲食店で食べ残された料理などがある。家庭では、食べ残しや、買いすぎて使わないまま捨ててしまったものなどがある。
大阪湾フェニックス計画	大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理と港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図るため、海面埋立てによる最終処分を行う事業。
リサイクル管理票制度	排出事業者が排出物の運搬・リサイクル処理を委託する際に、管理票に排出物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入してリサイクル受託者、運搬受託者及び受入事業場に交付し、リサイクル処理終了後に各受託者から管理票の写しを受け取ることにより、排出物のリサイクル処理状況の管理・確認を可能とする仕組みのこと
電子マニフェスト	産業廃棄物の適正な処理を推進するため排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する管理票のことで、これまでの紙製の管理票に代えて、ネットワーク上で、管理票の情報を電子データによってやりとりする制度のこと。
建設発生土情報交換システム	建設残土が発生する、また埋土等土砂を利用する建設工事を対象に、建設発生土の工事間利用に関する情報を工事発注者に提供するシステムのこと。
エコショップ	ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店のこと。
なにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）	大阪府内で排出された循環資源を使用して、日本国内のプラントで再生した製品のうち、循環資源の使用率等大阪府が定める基準に適合するものとして大阪府が認定したリサイクル製品のこと。
大阪府グリーン調達方針	「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条の規程に基づき、大阪府が環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針。
バイオークス	二酸化炭素の排出量が実質ゼロで、石炭と代替えできる植物性の固形燃料のこと。
再生事業者登録制度	廃棄物の再生を事業として営んでいる事業者で、再生に必要な施設や設備などを有し環境省令で定める基準に適合しているときは、再生事業者として知事の登録を受けすることができるもの。
廃棄物の多量排出事業者制度	産業廃棄物の前年度合計発生量が1,000トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する者（多量排出事業者）に対し、廃棄物の処理計画書及びその計画の実施状況報告書を作成し、当該事業場が存在する区域を所管する大阪府、大阪市、堺市、高槻市、豊中市、枚方市又は東大阪市に提出させる制度のこと。
PCB	PCBは Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり。PCBは、不燃性で絶縁性が高く化学的に非常に安定であるなど有用な物質として絶縁油、熱媒体、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされる。
アスベスト	アスベスト(石綿)は、天然の繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもち、経済性にも優れ、建築材料、産業機械、化学設備などに幅広く利用されてきた。主な用途としては、紡織品、摩擦材、石綿板紙、石綿スレート、電気絶縁材、石綿セメント製品、断熱・防音材(吹付けアスベスト等)等に使用されてきたが、アスベストは、一旦環境中に飛散するとほとんど分解・変質しないため蓄積性が高く、多量の吸入により、肺がん、悪性中皮腫等の病気の原因になるとされ、現在では、原則として製造等が禁止されている。廃棄物処理法では、アスベストを含む飛散性の廃棄物を特定有害産業廃棄物、非飛散性のものであってもアスベストを0.1%以上含むものを石綿含有廃棄物と位置づけて、それぞれ特別な処理の方法を定めている。
感染性廃棄物	医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体の付いた、また付いているおそれのある廃棄物のこと。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなどがこれにあたり、収集運搬、処分の方法について基準が定められている。

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体が存在する。これらは、物の燃焼の過程や農薬の製造等において非意図的に生成し、毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる。ダイオキシン類の量は、最も毒性の強い2,3,7,8,-TCDDの毒性を1として、他の異性体の毒性の強さを換算した毒性等価係数（TEF：Toxic equivalency Factor）を用いて、毒性等量（TEQ：Toxic Equivalency Quantity）として算出される。
---------	--

P.9～10 全てのいのちが共生する社会の構築

用語	解説
モニタリング	監視すること。観察し、記録すること。
エコロジカルネットワーク	生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められた地域に指定するもの。保護区においては狩猟が認められない。
自然海浜保全地区	貴重な自然海浜を保全し、その適正な利用の促進を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき指定される地区のこと。地区内においては、工作物の新築等の行為を届出制とするなどにより保全等を図っている。府では、岬町の小島地区及び長松地区の2地区を指定している。
レッドデータブック	絶滅の危機に瀕（ひん）している野生生物の現状を記録した資料集のこと。
府民の森	大阪の東の端に位置する金剛生駒紀泉国定公園の主要な地点に大阪府が整備したもの。府民の森は9つの園地があり全体面積は617ha、甲子園球場の約160倍の広さがある。
ワンド	ワンド（または、湾処）は、川の本流と繋がっているが、河川構造物などに囲まれて池のようになっている地形のこと
府立自然公園	都道府県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした自然公園法に基づき、都道府県知事が指定することができる公園。大阪府では平成13年に大阪府立自然公園条例が施行され、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市及び島本町にまたがる北摂10地区を「大阪府立北摂自然公園」として指定しており、また、平成23年には阪南市及び岬町の4つの地区を「大阪府立阪南・岬自然公園」に指定している。
藻場	大型水生植物が群落状に生育する場所の総称のこと。
マーブルビーチ	府営りんくう公園の大理石の玉石を敷き詰めた海岸のこと。
大阪湾窪地	昭和30年代後半からの大阪湾岸開発の埋立用土砂を海底から掘削した際にできたもの。窪地内はヘドロが堆積し、夏場を中心に「貧酸素水塊」が発生し、青潮の原因の一つと言われる。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林のこと。
共生の森	大阪湾ベイエリアに広がる廃棄物処分跡地「堺第7-3区」。その一部（約100ha）において、府民、NPO、企業など多様な主体との協働により、自然の力を活かしながらい長い時間をかけて、森林・ビオトープ空間などの自然環境を創出再生する取り組み。
シカ、イノシシ管理計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、総合的なシカ、イノシシ対策を講じようとするもの。第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期的にわたる安定的な保護繁殖を図り、人と野生鳥獣の共存に資することを目的として策定するもの。
アライグマ防除実施計画	アライグマによる種々の被害を防止し、生物多様性を保全することを目的に、『外来生物法』に基づく『大阪府アライグマ防除実施計画』を策定し、市町村と連携して科学的・計画的な防除を積極的に行うもの。
泉佐野丘陵緑地整備	大阪府南部の泉佐野市にある府営公園のことで、環境に配慮し、地域の活性化に寄与する公園として、参画した府民や企業と一緒に整備を進めている。

アドプトリバー	市民団体や企業などの方々による河川の自発的な清掃・緑化活動について、継続的な実施を支援するためのプログラムのこと。「アドプト (adopt)」とは、養子にするという意味。
---------	---

P. 11～14 健康で安心して暮らせる社会の構築

用語	解説
二酸化窒素	空気中や燃料中の窒素分の燃焼などにより発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される物質のこと。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。
環境保全目標	府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準。環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。
粒子状物質 (PM)	一般的にはマイクロメートル単位の固体や液体の粒のことをいう。主に燃焼によるばいじん、黄砂のような土壌の飛散、海塩などから生じる。
流入車規制	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、条例により排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止するもの。
揮発性有機化合物 (VOC)	VOC は揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の略称で、揮発性があり大気中で気体状となる有機化合物の総称のこと。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに使用され、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質となる。
BOD (生物化学的酸素要求量)	河川等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量から求めるもの。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示す。
DO (溶存酸素)	水中に溶けている酸素を示す指標。溶存酸素量は、汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いため少なくなる。また、水温が高いほど、気圧が低いほど、また、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。1 気圧、20 度での純水の溶存酸素量は約 9mg/l である。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。藻類が著しく繁殖するときには炭酸同化作用が活発になって過飽和となる。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水か嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。
COD (化学的酸素要求量)	海域等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で表したものである。単位は一般的に mg/L を用い、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
栄養塩	植物プランクトンや海藻の栄養となる海水中に溶けた、けい酸塩・りん酸塩・しょう酸塩・亜しょう酸塩等を総称して栄養塩または栄養塩類という。海水は栄養塩の希薄溶液であり、通常その量の不足が植物プランクトン等の増殖の制約要因となっている。一般に表層では、植物プランクトンに消費されて栄養塩が少ない。湧昇域等、栄養塩に富んだ下層の水が表層にもたらされる海域が、好漁場となるのはそのためである。
総量削減計画	「水質汚濁防止法」第 4 条の 3 に基づき、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の閉鎖性水域に流入する汚濁物質 (化学的酸素要求量) 総量を削減するため、関係自治体が国の定める総量削減基本方針に沿って、それぞれの削減目標量を決め、それを達成するための施策等を掲げた総量削減計画を定めている。
総量規制	一定の地域内の汚染 (濁) 物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染 (濁) 物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では、排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの。水質汚濁では、排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は、硫酸化合物と窒素化合物について、水質汚濁では COD について、特定地域と特定水域を対象に実施されている。
PRTR 法	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」 (化学物質把握管理促進法：化管法) は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定された法律。
第 1 種指定化学物質	PRTR 制度の対象となる化学物質は、PRTR 法上「第一種指定化学物質」として定義されている。具体的には、人や生態系への有害性 (オゾン層破壊性を含む) があり、環境中に広く存在する (暴露可能性がある) と認められる物質として、計 462 物質が指定されており、そのうち、発がん性のある「特定第一種指定化学物質」として 15 物質が指定されている。
NOx・PM法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法のこと。
自動車管理計画書	NOx・PM法に基づき、対象となる地域に使用の本拠の位置を有する自動車を 30 台以上使用している事業者に対し、自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) を抑制するため作成し、知事等に提出することが義務付けられている計画書のこと。

グリーン配送	物品の輸配送に環境への負荷の少ない車 (低公害車、ガソリン自動車、LPG (液化石油ガス) 自動車など) を使用すること。
合併処理浄化槽	水洗トイレからの汚水 (し尿) や台所・風呂などからの排水 (生活雑排水) を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設のこと。
農業集落排水	小規模で散在する農業集落に配慮した汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。
海底耕耘	海底に酸素を供給して有機物の分解を促進し、窒素・リンなどの栄養塩を溶出させ、底質の改善を図ることを目的とし海底泥を攪拌すること。
大阪府化学物質管理制度	国の PRTR 制度 (化学物質排出・移動量届出制度) による従来の届出に加えて、改正条例による化学物質管理制度に基く届出をするなど化学物質の自主管理に向けた積極的な取組みで、条例による対象事業者は届出が必要。
リスクコミュニケーション	安全など事業活動にかかわるリスクは、少ないことが望ましいが、リスクをゼロにすることはできないため、上手にリスクとつきあっていくことが重要となる。特に、多種多様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要。そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要であり、これをリスクコミュニケーションという。
レスポンシブルケア	化学工業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動を展開している。この活動を『レスポンシブル・ケア (Responsible Care)』と呼ぶ。

P. 18 計画の効果的な推進

用語	解説
環境影響評価	事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うこと。